

平成 2 8 年度東京都税制調査会
第 2 回 小委員会

[地方法人課税に関する資料]

平成 2 8 年 7 月 2 1 日

「地方法人課税に関する資料」 目次

資 料 名	頁
法人課税の概要	1
法人事業税の概要	2
法人住民税の概要	3
国税・地方税の税収内訳（平成28年度予算・地方財政計画額）	4
法人税（国税）の税収力	5
地方法人二税（法人事業税・法人住民税）の税収の推移	6
都の法人事業税の推移	7
法人都民税の推移	8
近年の地方法人課税の改正状況	9
法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移	10
平成28年度与党税制改正大綱（抜粋）	11
平成28年度税制改正による外形標準課税の拡大	12
外形標準課税対象法人数（平成26年度）	13
負担変動の軽減措置	14
東京都内における外形標準課税対象法人数の推移	15
外形対象法人における産業別の外形標準課税割合の推移	16
外形対象法人における産業別の外形標準課税割合の推移（業種詳細版）	17
平成27年度東京都税制調査会答申（抜粋）	18
法人事業税・法人住民税の分割基準の概要	19
法人事業税における分割法人の割合	20

「地方法人課税に関する資料」 目次

資 料 名	頁
法人事業税の分割基準の主な改正経緯と都への影響額	21
法人事業税の分割基準【製造業の場合】	22
法人事業税の分割基準【非製造業の場合】	23
付加価値割に占める人件費の推移	24
分割基準に関する地方団体からの意見（抜粋）	25
地方法人特別税・譲与税	26
地方法人特別税・譲与税による影響額実績（平成26年度）	27
地方法人特別税・譲与税の廃止	28
法人住民税法人税割の交付税原資化の概要	29
地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算	30
平成28年度税制改正のポイント	31
地方法人課税の不合理な偏在是正措置の都への影響	32
東京における財政需要・子育て支援策の充実《福祉先進都市の実現》	33
東京における財政需要・地域包括ケアシステムの構築《福祉先進都市の実現》	34
東京における財政需要・再生可能エネルギーの導入拡大《スマートエネルギー都市の創造》	35
東京における財政需要・外国人旅行客の受入環境整備《世界一のおもてなし都市・東京の実現》	36
東京における財政需要・建物の耐震化策等・震災対策への取組《安全・安心な都市の実現》	37
東京における財政需要・区部の環状道路や多摩の南北道路の整備等《高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現》	38

法人課税の概要

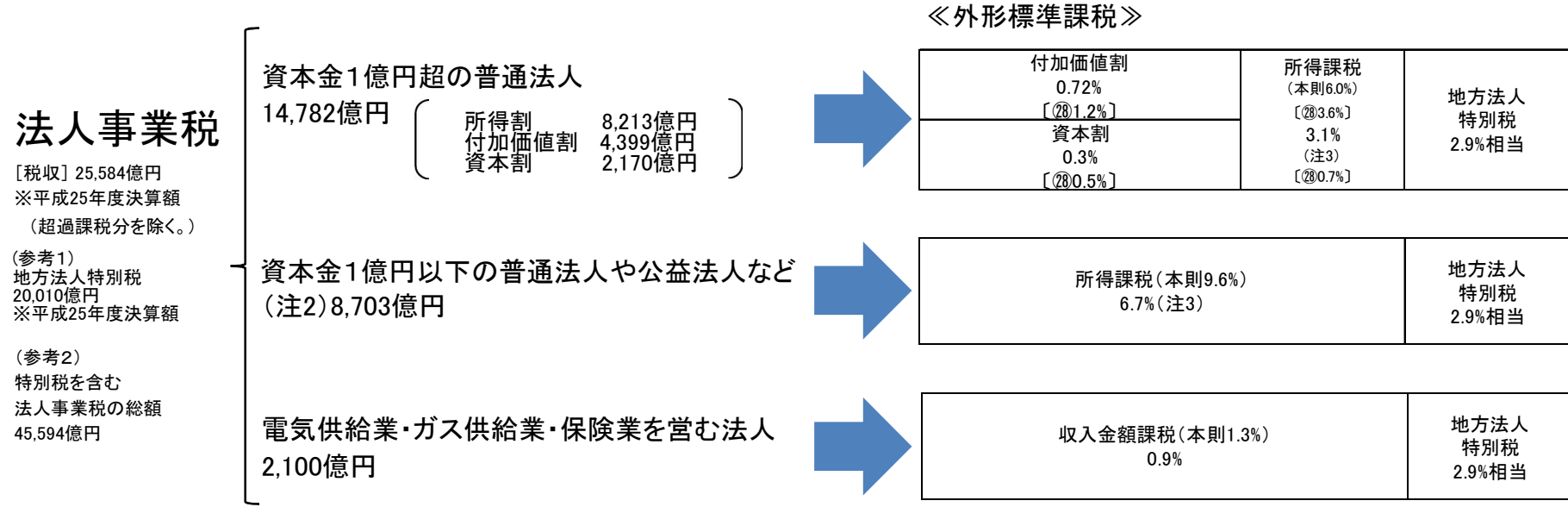
法人税 (国)	11.0兆円		所得	×	税率 23.9% (23.4%)		
	※税収の33.1%は地方交付税の原資						
地方法人税 (国)	0.5兆円		法人税額	×	4.4%		
	※税収の全額が地方交付税の原資 法人住民税法人税割の一部を国税化したもの						
法人住民税 (県・市) 2.7兆円	法人税割	}	市	法人税額	×	9.7%	1.6兆円
			県	法人税額	×	3.2%	0.6兆円
	均等割	}					
法人事業税 (県) 5.5兆円 (2.1兆円)	外形標準課税	}	【資本金1億円超の普通法人】				
			所得割	所得	×	6.0% (3.6%)	2.4兆円
			付加価値割	付加価値額 (収益配分額+単年度損益)	×	0.72% (1.2%)	0.6兆円
	資本割	資本金等の額		×	0.3% (0.5%)	0.2兆円	
	【資本金1億円以下の普通法人・公益法人等】						
所得割	所得	×	9.6%	1.9兆円			
【電気供給業・ガス供給業・保険業を営む法人】							
収入割	収入金額	×	1.3%	0.4兆円			

※()内は地方法人特別税
(内数)

※税収はH27収入見込額であり、その積算に当たってはH27改正前の税率を用いている。また、端数処理の関係で、計が一致しない場合がある。
注 総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年9月29日)資料等より作成。

法人事業税の概要

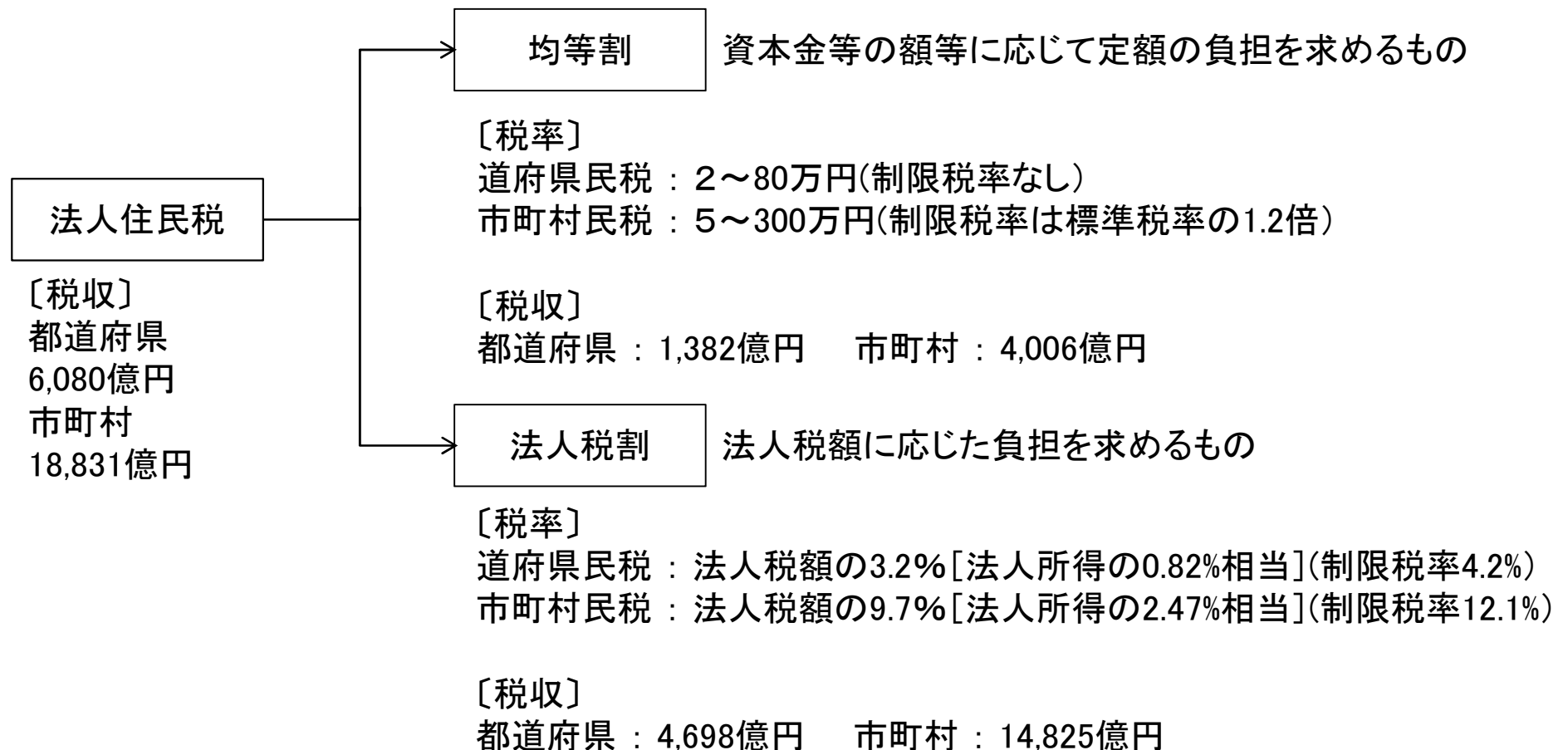
- 法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方にに基づき課税されるもの。
(注) 法人事業税の負担額は法人所得計算において損金算入される。
- 法人事業税は、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県が課税するもの。
- 消費税を含む税体系の抜本改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離して地方法人特別税を創設。
(平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用。平成26年10月1日以後に開始する事業年度からは地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元。)



注1 総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年5月)等より作成。
 2 特別法人(農協・漁協・医療法人等)については4.6%の税率が適用される(本則6.6%)。
 3 所得課税分の税率は年800万円を超える所得金額に適用される税率。
 ※ 税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率である。
 ※ 制限税率は標準税率の1.2倍。

法人住民税の概要

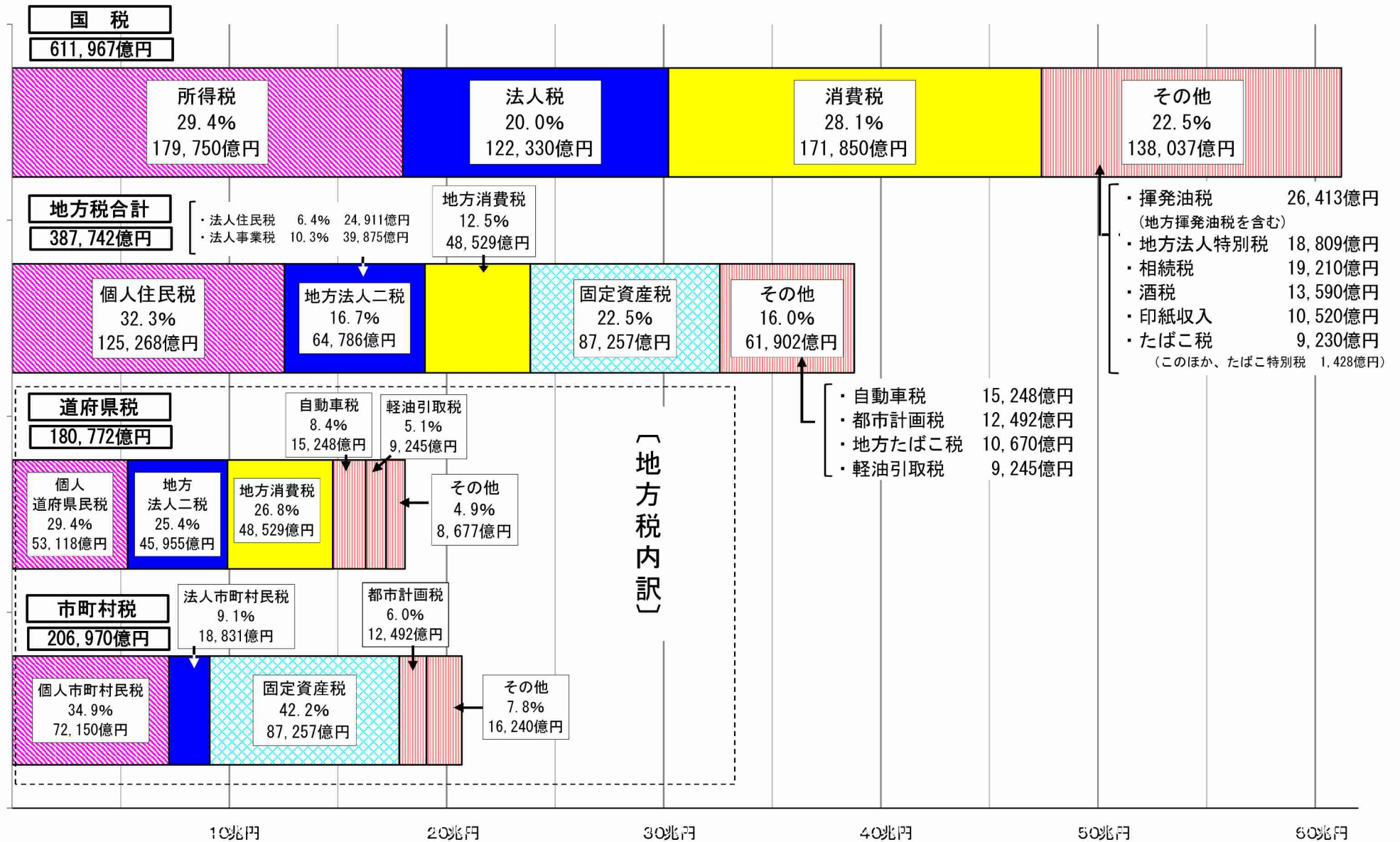
- 法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも個人と同様幅広く負担を求めるもの。
- 法人住民税には、市町村民税と道府県民税がある。それぞれ均等割、法人税割があり、事務所等を有する法人に、その事務所等が所在する都道府県及び市町村が課税するもの。



注1 総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年5月)等より作成。

2 税収は、平成28年度見込額。

国税・地方税の税収内訳 平成28年度予算 地方財政計画額)

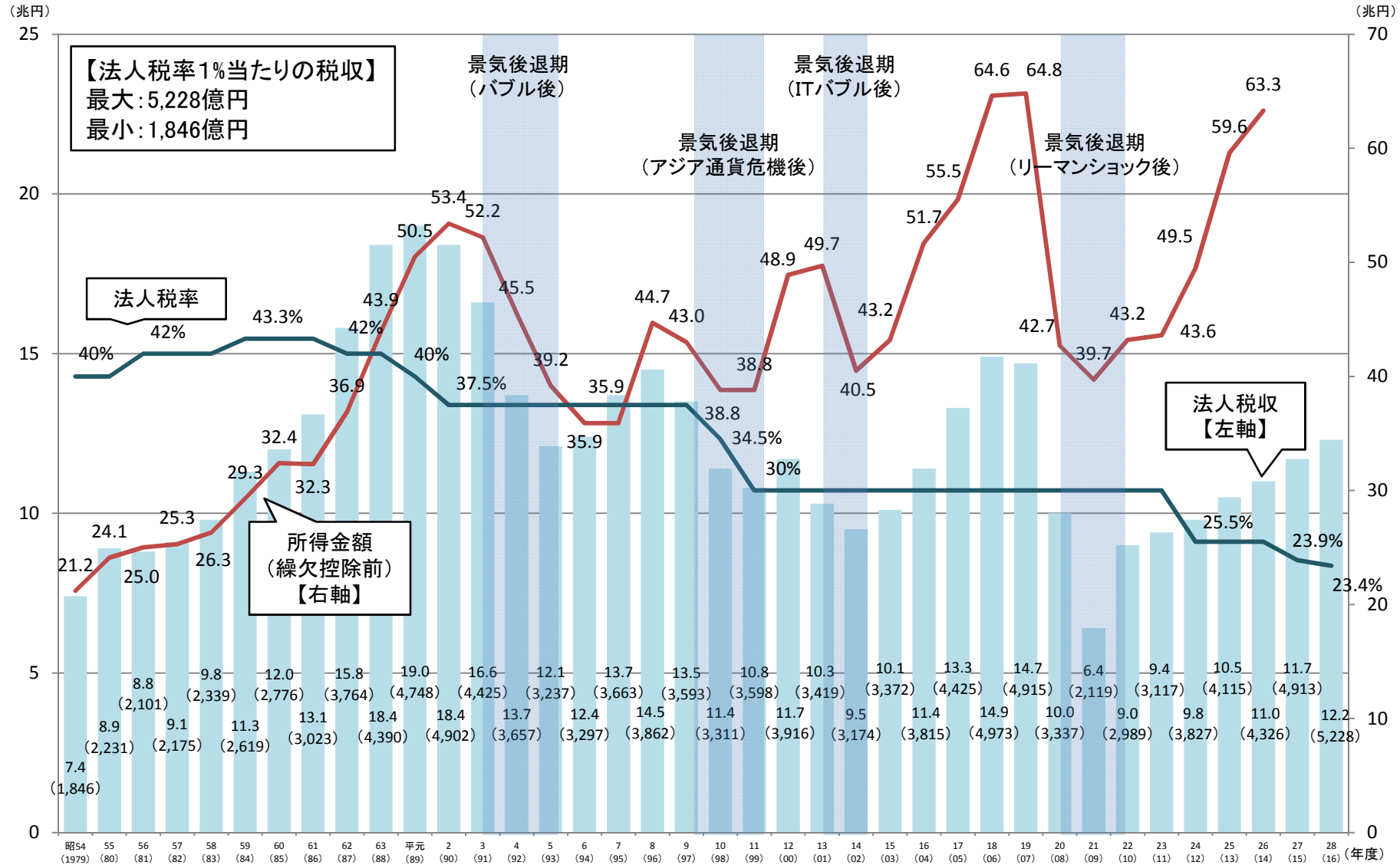


(注) 1 各税目の%は、それぞれの合計を100%とした場合の構成比である。
 2 国税は予算額(特別会計を含む)、地方税は、超過課税及び法定外税等を含まない。
 3 国税は地方法人特別税を含み、地方税は地方法人特別譲与税を含まない。

注 総務省 国税・地方税の税収内訳 平成28年度予算 地方財政計画額」より抜粋。

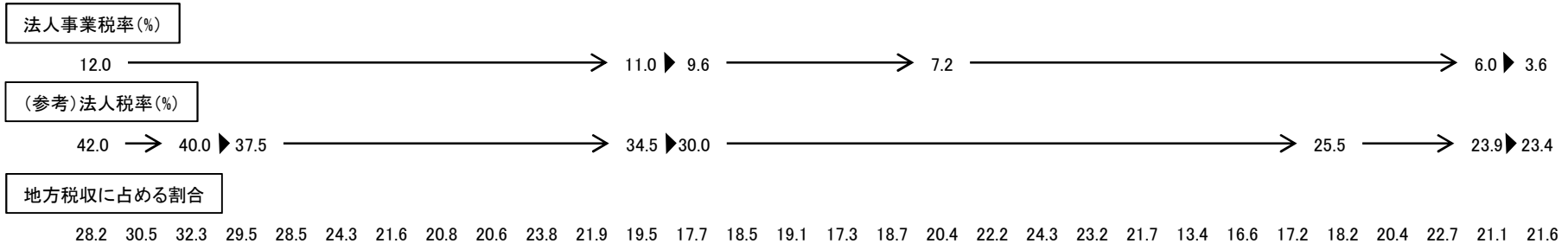
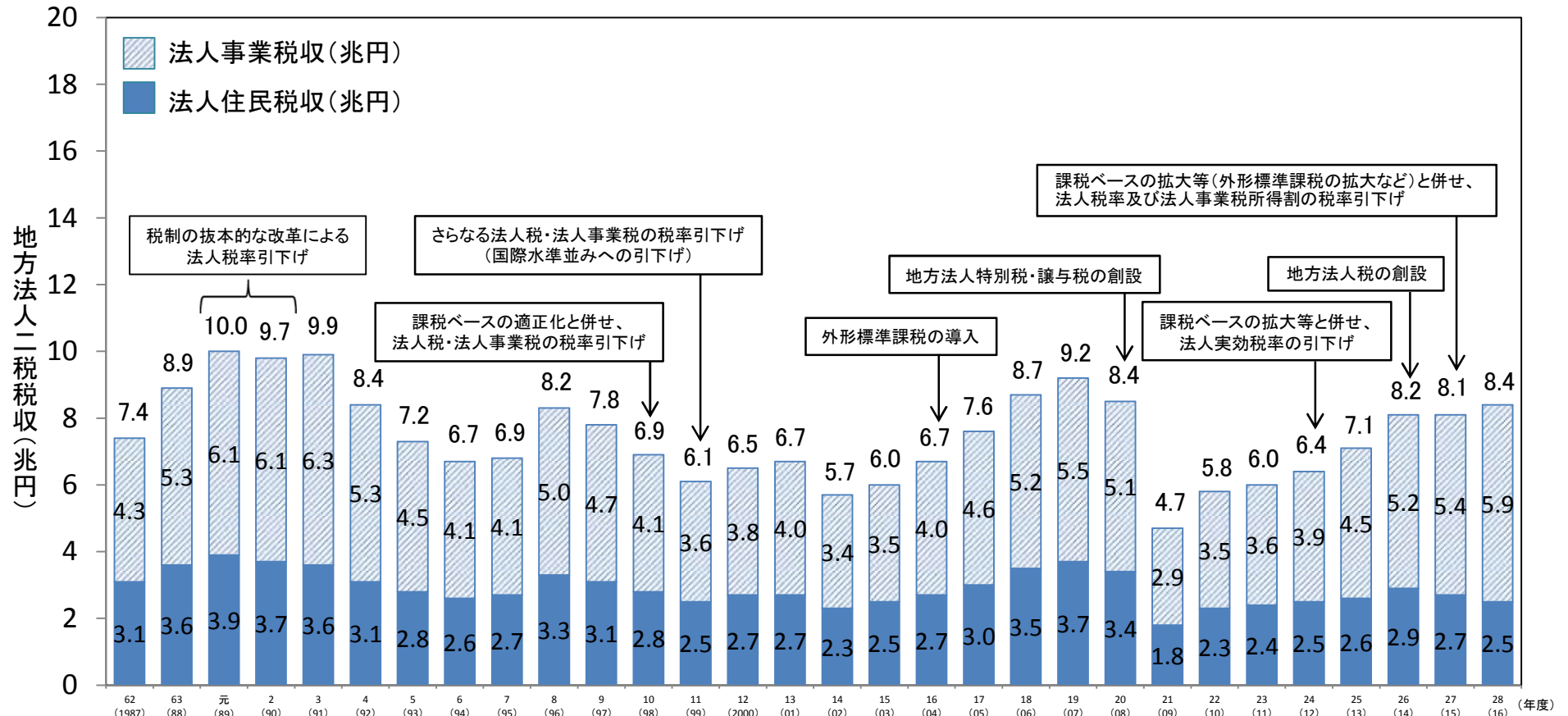
法人税(国税)の税収力

○平成28年度予算ベースの法人税収は12.2兆円(税収総額(57.6兆円)の21.2%)。
 ○法人税率1%当たりの税収は、平成28年度予算ベースで約5,200億円。



注1 政府税制調査会 第2回法人課税ディスカッショングループ(平成26年3月31日)資料等より作成。2 法人税収は、平成26年度までは決算額、27年度は補正後予算額、28年度は予算額による。
 3 所得金額(繰欠控除前)は、国税庁「会社課税調査」による。なお、平成17年までは2/1~1/31、平成18年以降は4/1~3/31に終了した事業年度を対象としている。4 括弧内は法人税率1%当たりの税収(単位:億円)である。

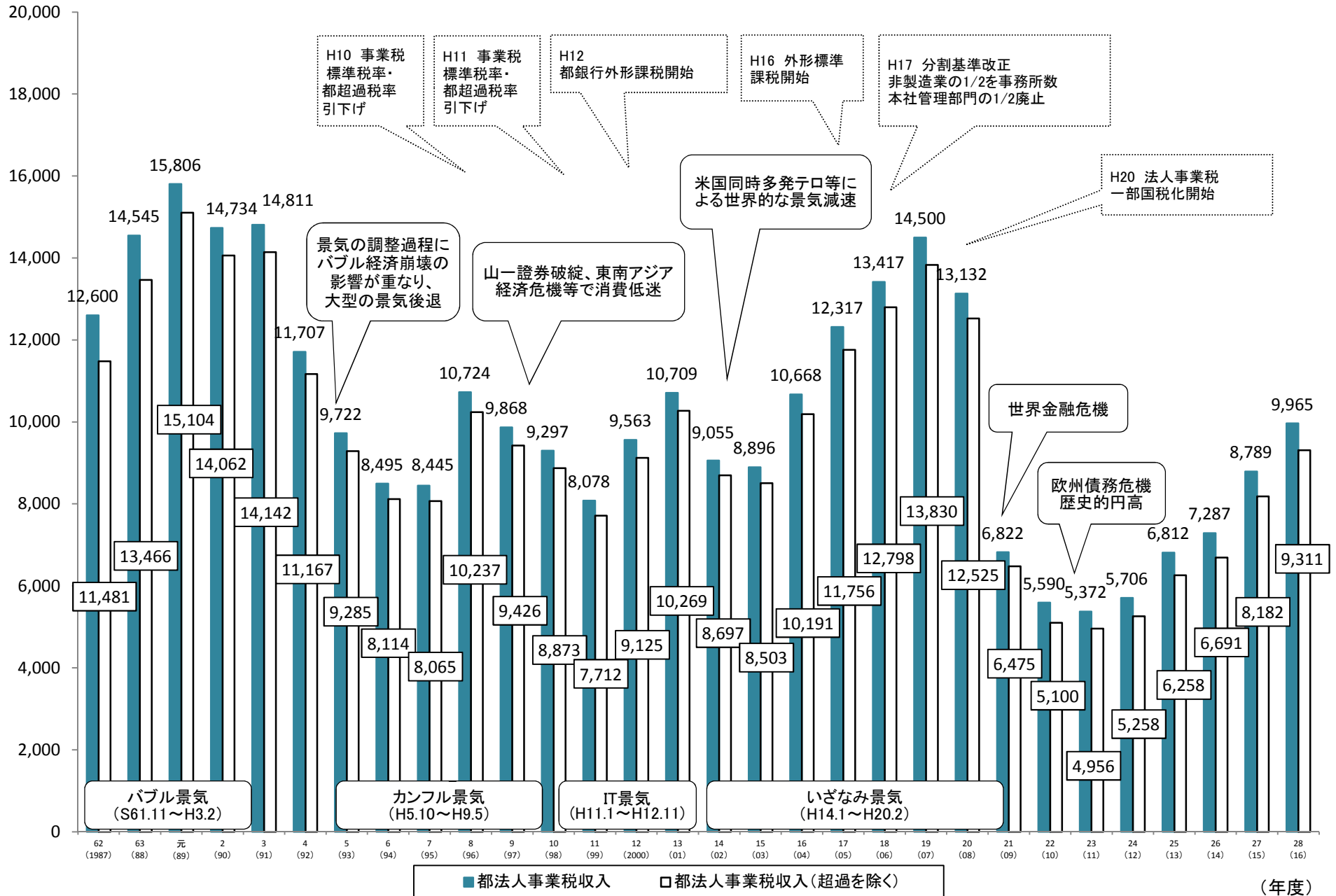
地方法人二税(法人事業税・法人住民税)の税収の推移



注1 総務省「地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年9月)等より作成。
 2 26年度までは決算額、27年度は決算見込額であり、いずれも超過課税等を含まない。また28年度は地方財政計画額である。
 3 地方税においては、3月決算法人等の税収が翌年度の歳入となるため、制度改正の影響の大半は、翌年度以降に発生することに留意。
 4 21年度以降の法人事業税収は、地方法人特別譲与税を加算した額である。
 5 27年度・28年度の法人住民税収には地方法人税は含んでいない。

都の法人事業税の推移

(億円)

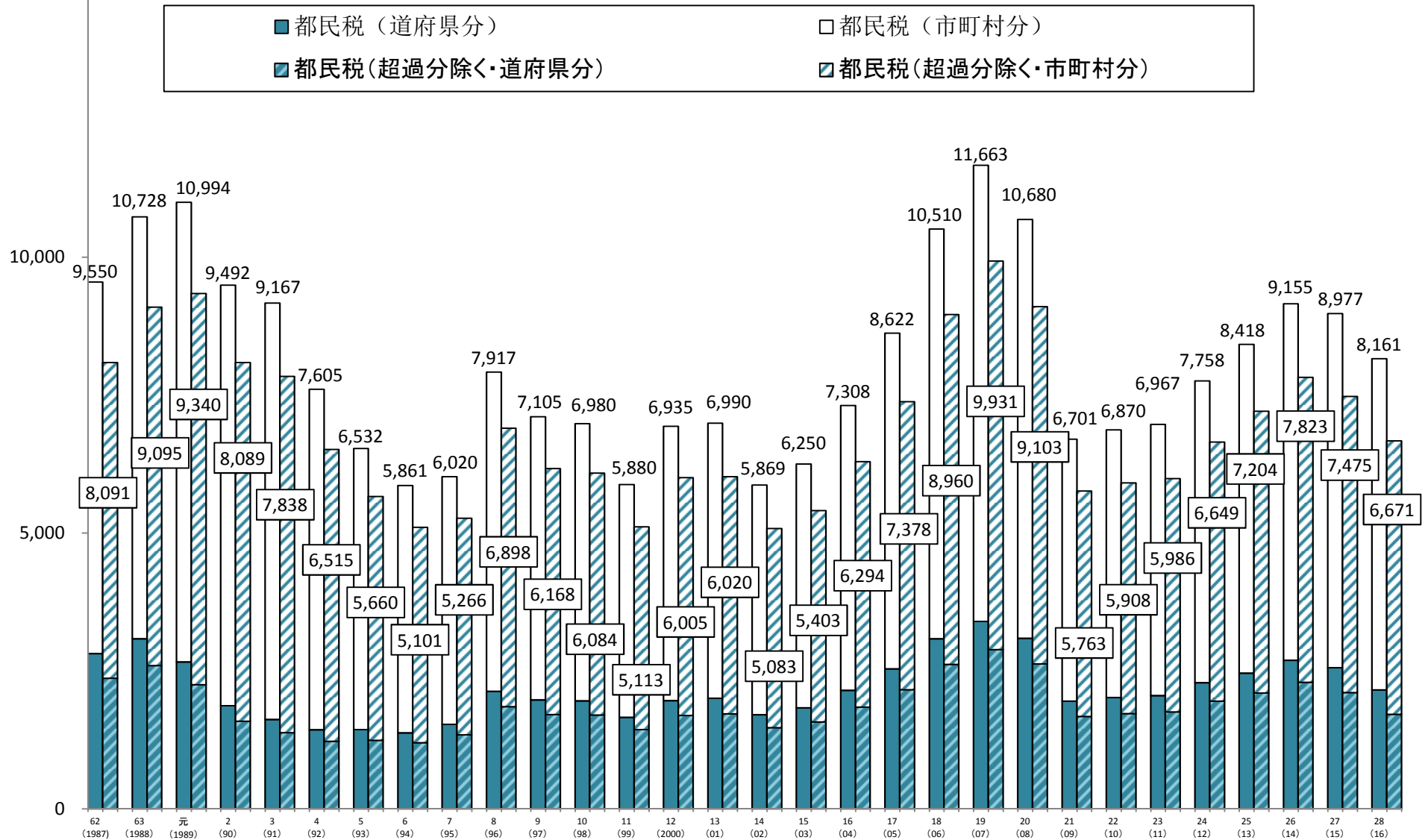


注1 平成26年度までは決算額、27年度は補正後予算額、28年度は当初予算額である。注2 都の法人事業税収入には、地方法人特別譲与税は含まれていない。

法人都民税の推移

(億円)

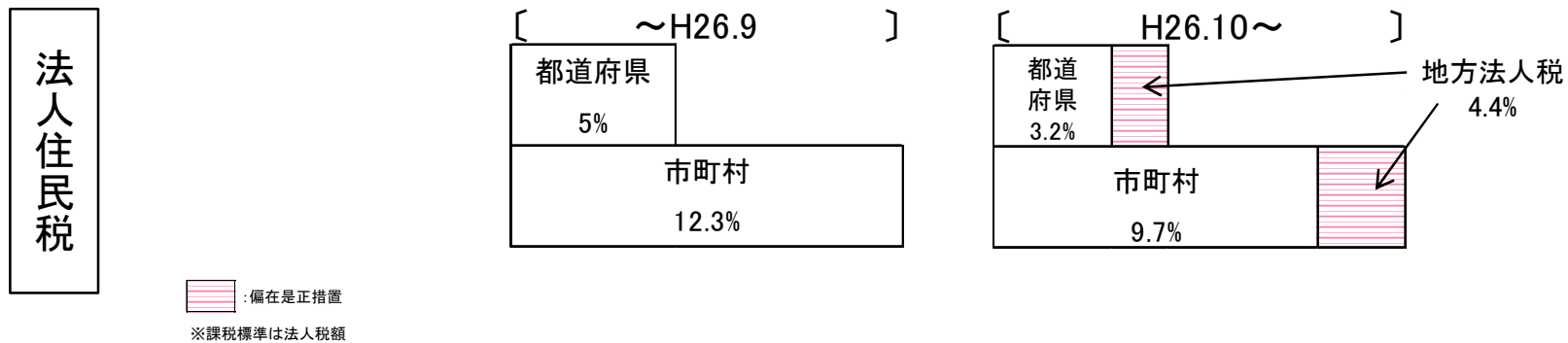
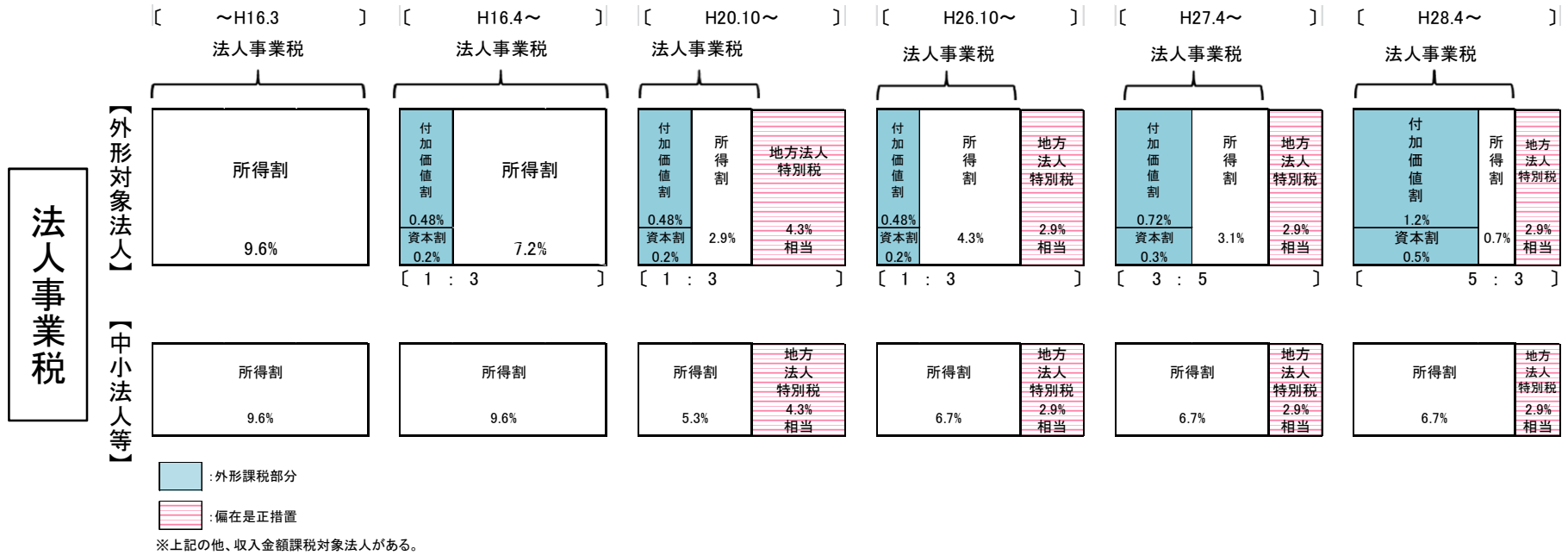
15,000



注 平成26年度までは決算額、27年度は補正後予算額、28年度は当初予算額である。

(年度)

近年の地方法人課税の改正状況



注 平成26・27・28年度税制改正の大綱より作成。

法人事業税の所得割、付加価値割、資本割の税収推移

【外形対象法人】

(単位:億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割(特別税含む) ①	24,735	26,536	24,517	13,636	13,563	14,674	15,850	21,163
所得割の割合 ①/④	76.5%	77.8%	76.7%	73.5%	65.0%	69.4%	71.5%	76.2%
付加価値割 ②	5,129	5,249	5,144	3,114	4,685	4,219	4,128	4,290
資本割 ③	2,466	2,316	2,292	1,811	2,603	2,252	2,181	2,304
事業税額計 ①+②+③ ④	32,330	34,101	31,953	18,560	20,851	21,145	22,159	27,757
外形標準課税の導入がなかった 場合の税収試算 ①×4/3 ⑤	32,980	35,381	32,690	18,181	18,084	19,565	21,133	28,217
④と⑤の差	▲ 650	▲ 1,280	▲ 736	379	2,767	1,580	1,026	▲ 460

【外形対象外法人】

(単位:億円)

	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 26年度 (地財ベース)
所得割 (特別税含む)	16,706	17,288	15,257	11,021	11,969	12,625	13,616	16,656

注1 政府税制調査会 第4回法人課税ディスカッショングループ(平成26年4月24日)資料より抜粋。

注2 平成26年度は地方財政計画ベース、その他は、決算額であり、超過課税分を含まない。

平成28年度与党税制改正大綱(抜粋)

第一 平成28年度税制改正の基本的考え方

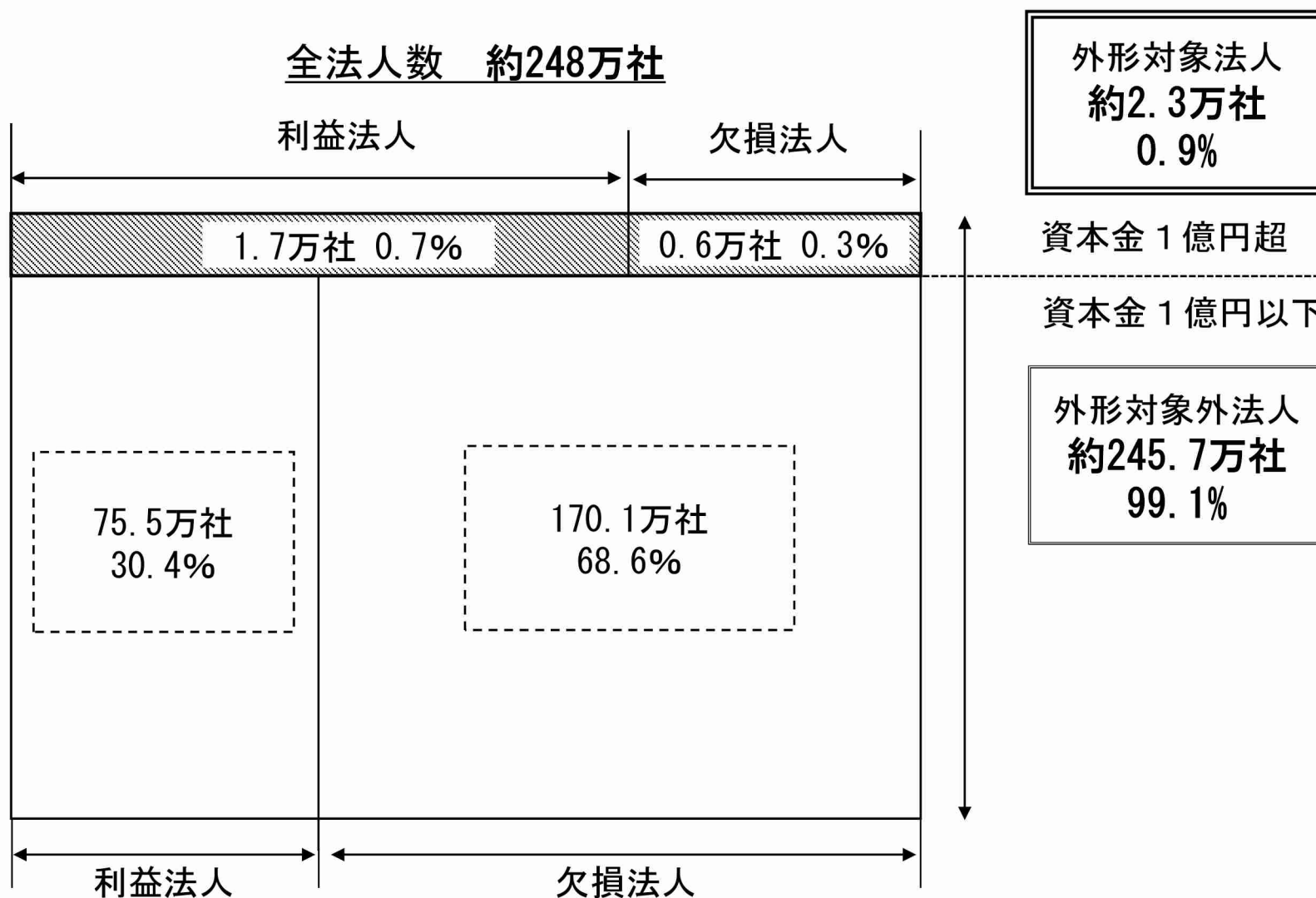
1 デフレ脱却・日本経済再生に向けた税制措置

(1) 成長志向の法人税改革

② 法人税制をめぐる諸課題

□ 地方法人課税については、大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

外形標準課税対象法人数 (平成26年度)



(注) 1 法人数は、平成26年2月1日から平成27年1月31日までの間に決算を行った普通法人についての計数であり、「平成26年度道府県税の課税状況等に関する調」による。なお、全法人数に収入金額課税法人(4,092社)は含まれていない。

2 端数処理のため、計が一致しない箇所がある

負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大(27/3/8→28/5/8)に対応し、平成27年度改正で創設した負担変動に対する軽減措置を拡充。

外形標準課税の拡大により負担増となる法人(欠損法人、事業規模に比して所得が小さい法人)のうち、事業規模が一定以下の法人について、3年間、負担増を軽減する措置を講ずる。

付加価値額30億円以下の法人



負担増となる額の

H28	3 / 4
H29	2 / 4
H30	1 / 4

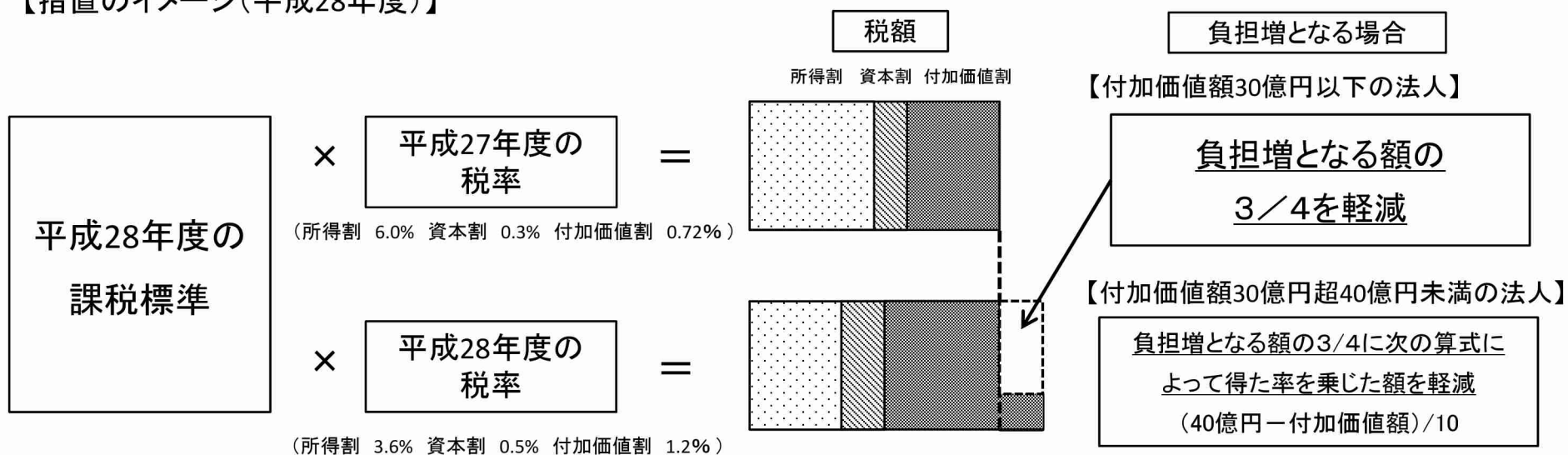
を軽減

付加価値額30億円超40億円未満の法人



負担増となる額に各年度の軽減率を乗じた額に、付加価値額に応じて1から0までの間の率を乗じた額を軽減

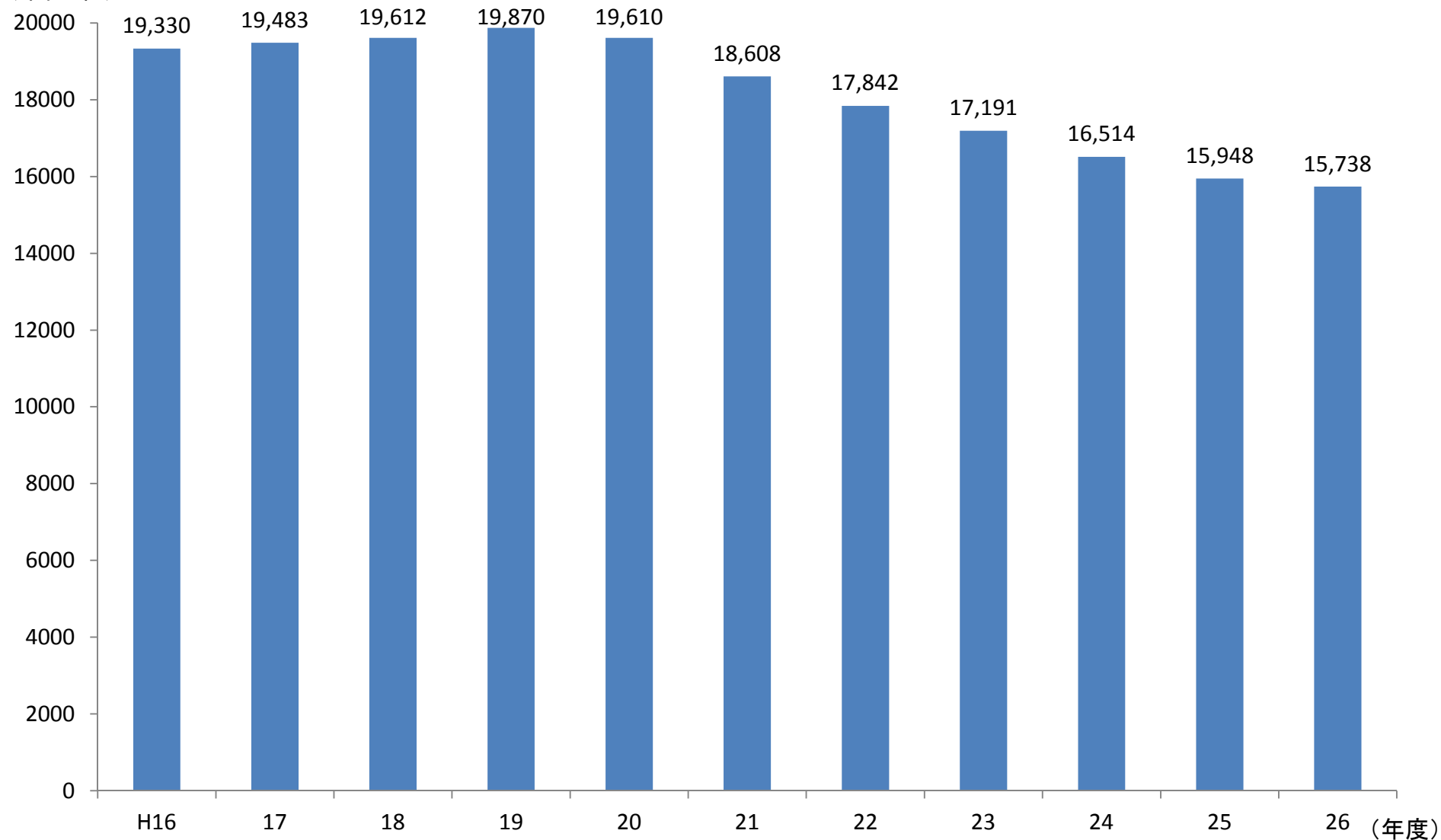
【措置のイメージ(平成28年度)】



注 総務省「全国都道府県税務主管課長会議」平成28年1月20日資料より作成。

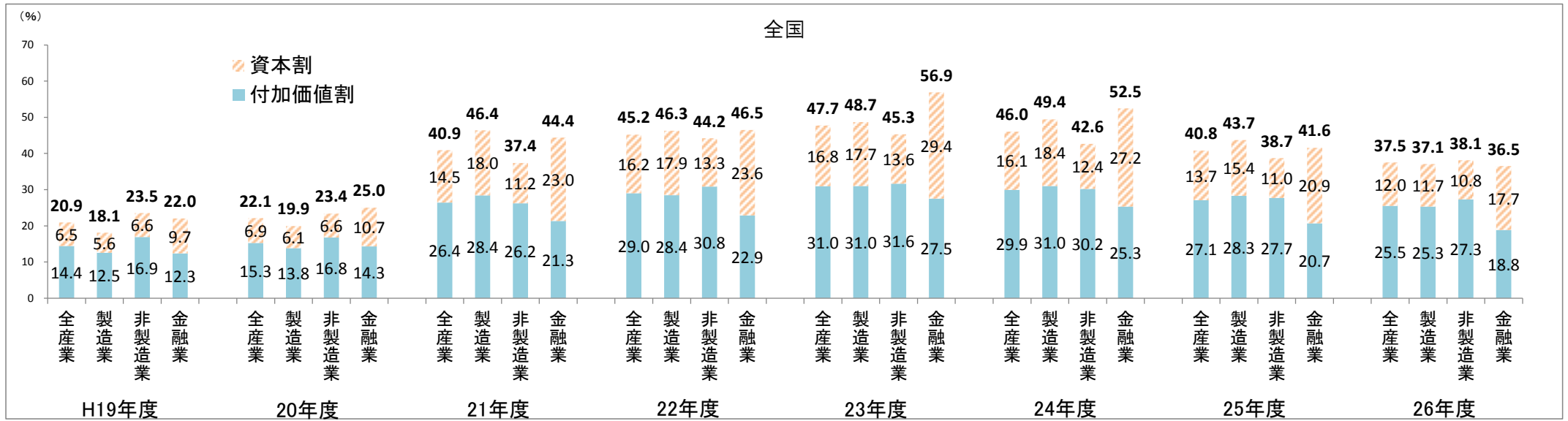
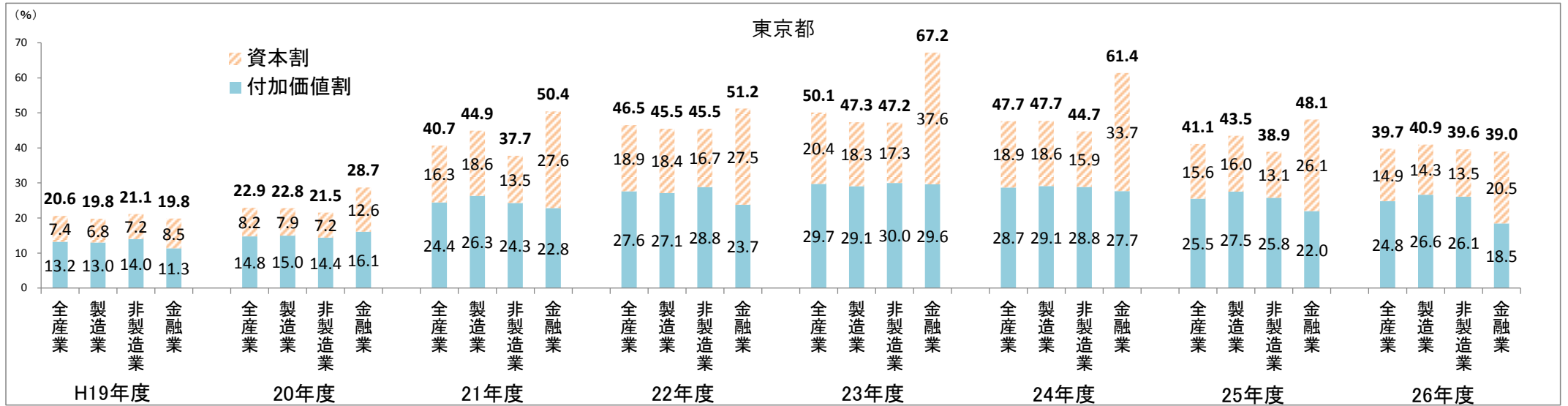
東京都内における外形標準課税対象法人数の推移

(単位:社)



注 平成16～26年度東京都税務統計年報より、資本金1億円超の普通法人（相互会社を含む）と外国法人を集計したもの。

外形対象法人における産業別の外形標準課税割合の推移



注1 総務省「課税状況調35表」より作成。

注2 都は超過税率、全国は一律標準税率を適用しているものとして算定。(※超過実施の都道府県は8団体)

外形対象法人における産業別の外形標準課税割合の推移(業種詳細版)

【東京都】

産業別外形割合	H19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
全産業	20.6%	22.9%	40.7%	46.5%	50.1%	47.7%	41.1%	39.7%
うち付加価値割	13.2%	14.8%	24.4%	27.6%	29.7%	28.7%	25.5%	24.8%
うち資本割	7.4%	8.2%	16.3%	18.9%	20.4%	18.9%	15.6%	14.9%
製造業	19.8%	22.8%	44.9%	45.5%	47.3%	47.7%	43.5%	40.9%
うち付加価値割	13.0%	15.0%	26.3%	27.1%	29.1%	29.1%	27.5%	26.6%
うち資本割	6.8%	7.9%	18.6%	18.4%	18.3%	18.6%	16.0%	14.3%
非製造業	21.1%	21.5%	37.7%	45.5%	47.2%	44.7%	38.9%	39.6%
うち付加価値割	14.0%	14.4%	24.3%	28.8%	30.0%	28.8%	25.8%	26.1%
うち資本割	7.2%	7.2%	13.5%	16.7%	17.3%	15.9%	13.1%	13.5%
金融業	19.8%	28.7%	50.4%	51.2%	67.2%	61.4%	48.1%	39.0%
うち付加価値割	11.3%	16.1%	22.8%	23.7%	29.6%	27.7%	22.0%	18.5%
うち資本割	8.5%	12.6%	27.6%	27.5%	37.6%	33.7%	26.1%	20.5%

倉庫	17.7%	21.9%	36.6%	37.6%	49.4%	40.5%	47.7%	38.8%
鉄道・軌道		23.0%	35.1%	47.7%	55.9%	47.5%	40.0%	39.2%
銀行	43.1%	47.3%	57.9%	62.3%	70.4%	62.9%	45.5%	34.9%
証券	11.7%	18.7%	51.3%	38.3%	69.8%	65.4%	52.2%	40.1%
製造	19.8%	22.8%	44.9%	45.5%	47.3%	47.7%	43.5%	40.9%
建設	31.7%	37.4%	50.2%	49.3%	61.6%	55.7%	52.9%	44.0%
運輸・通信	23.8%	18.0%	29.4%	43.1%	49.2%	39.2%	35.8%	37.3%
卸・小売・飲食	21.4%	22.2%	43.9%	49.9%	47.5%	47.6%	44.5%	42.3%
その他金融・保険	22.2%	29.1%	41.9%	56.4%	59.9%	55.9%	48.0%	44.3%
不動産	15.1%	16.6%	29.1%	40.9%	42.9%	43.0%	32.4%	37.2%
サービス	21.7%	23.9%	37.4%	42.3%	43.2%	42.0%	38.0%	38.0%
その他	25.5%	20.7%	48.1%	52.1%	54.8%	53.5%	36.3%	43.0%

注 総務省「課税状況調35表」より作成。

【全国】

産業別外形割合	H19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
全産業	20.9%	22.1%	40.9%	45.2%	47.7%	46.0%	40.8%	37.5%
うち付加価値割	14.4%	15.3%	26.4%	29.0%	31.0%	29.9%	27.1%	25.5%
うち資本割	6.5%	6.9%	14.5%	16.2%	16.8%	16.1%	13.7%	12.0%
製造業	18.1%	19.9%	46.4%	46.3%	48.7%	49.4%	43.7%	37.1%
うち付加価値割	12.5%	13.8%	28.4%	28.4%	31.0%	31.0%	28.3%	25.3%
うち資本割	5.6%	6.1%	18.0%	17.9%	17.7%	18.4%	15.4%	11.7%
非製造業	23.5%	23.4%	37.4%	44.2%	45.3%	42.6%	38.7%	38.1%
うち付加価値割	16.9%	16.8%	26.2%	30.8%	31.6%	30.2%	27.7%	27.3%
うち資本割	6.6%	6.6%	11.2%	13.3%	13.6%	12.4%	11.0%	10.8%
金融業	22.0%	25.0%	44.4%	46.5%	56.9%	52.5%	41.6%	36.5%
うち付加価値割	12.3%	14.3%	21.3%	22.9%	27.5%	25.3%	20.7%	18.8%
うち資本割	9.7%	10.7%	23.0%	23.6%	29.4%	27.2%	20.9%	17.7%

倉庫	25.0%	25.9%	37.8%	41.5%	47.4%	41.7%	44.5%	42.0%
鉄道・軌道	33.0%	28.0%	42.4%	49.8%	51.7%	40.7%	35.2%	35.0%
銀行	30.0%	27.5%	44.7%	49.6%	55.7%	50.6%	39.5%	35.1%
証券	13.5%	19.3%	51.2%	36.7%	71.0%	65.8%	48.3%	37.7%
製造	18.1%	19.9%	46.4%	46.3%	48.7%	49.4%	43.7%	37.1%
建設	26.7%	30.2%	38.8%	44.2%	51.5%	49.1%	45.0%	39.6%
運輸・通信	25.1%	20.5%	28.3%	39.3%	46.4%	38.2%	36.1%	35.8%
卸・小売・飲食	23.0%	23.4%	41.6%	46.7%	44.2%	44.0%	41.3%	39.5%
その他金融・保険	22.2%	25.7%	39.4%	50.8%	50.4%	48.8%	42.4%	39.6%
不動産	15.1%	16.6%	28.2%	39.2%	40.0%	39.0%	32.3%	34.1%
サービス	22.8%	24.5%	38.0%	43.6%	44.5%	42.8%	39.1%	39.4%
その他	29.4%	25.0%	46.2%	47.5%	46.3%	44.8%	34.5%	36.0%

平成27年度東京都税制調査会答申(抜粋)

Ⅱ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応

3 分割基準のあり方

(分割基準の意義)

- ・ 複数の地方自治体で事業活動を行う法人の場合、課税権の帰属が問題となるため、その調整が必要となる。この際、調整の指標となるのが分割基準である。

(分割基準の見直しの経緯)

- ・ 分割基準は、これまでも法人の事業活動の実態の変化等を理由に累次の見直しが行われてきたが、実質的には大都市に不利益な財政調整手段として使われてきたといわざるを得ない。

- ・ これまでの見直しによる都への影響額は、平成18年度から平成27年度までの10年間の合計で、約1兆5,000億円に及んでいる。

(分割基準の指標)

- ・ 法人の事業活動規模を最もよく表す指標は付加価値であるとされており、その付加価値の構成要素で最も大きい割合を占めるのが人件費である。このため、人件費に代わる簡便で明確な指標として、昭和26年度の制度創設以来、従業者の数が分割基準として用いられてきた。人件費が付加価値に占める割合は現在約7割となっている。また、域外からの通勤者も含めて、当該地域に立地する法人の従業者が行政サービスを楽しむという面もある。したがって、人件費の代替指標である従業者の数は、簡便な基準としてふさわしいと考えられる。

- ・ 平成17年度税制改正においては、非製造業の分割基準の2分の1に事務所等の数を用いることとなったが、事務所等の数と付加価値に直接の相関関係があるとはいえない。

- ・ 本来、分割基準の目的は、従業者の数等の客観的な指標を用いて、税収を法人の事業活動が行われている地域に正しく帰属させることにある。このような目的からすれば、合理的な根拠なく、財政調整を目的とする見直しを行うべきではない。

法人事業税・法人住民税の分割基準の概要

法人事業税・法人住民税の分割基準とは

- 法人二税は、事務所又は事業所(以下、「事務所等」という。)を有する法人に、その事務所等が所在する地方団体が課税。
- 法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、課税権の調整が必要。



「分割基準」= 課税標準を事務所等の所在する地方団体に分割する基準

法人事業税・法人住民税の分割基準(現行)

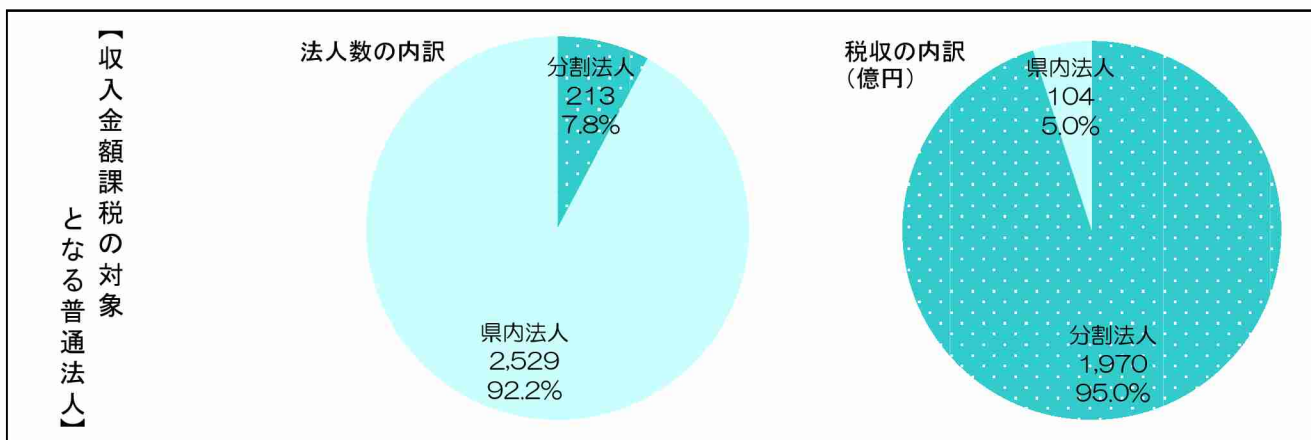
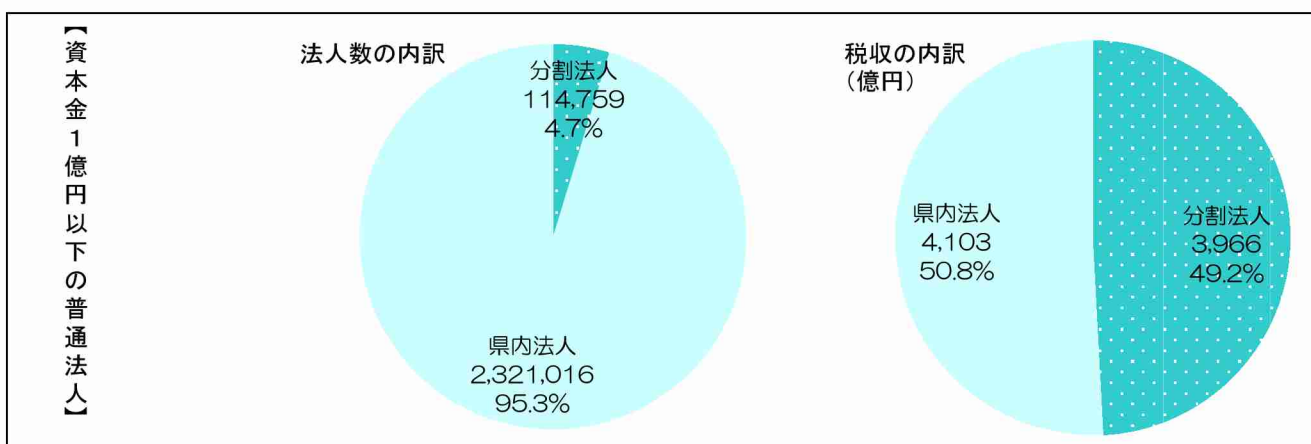
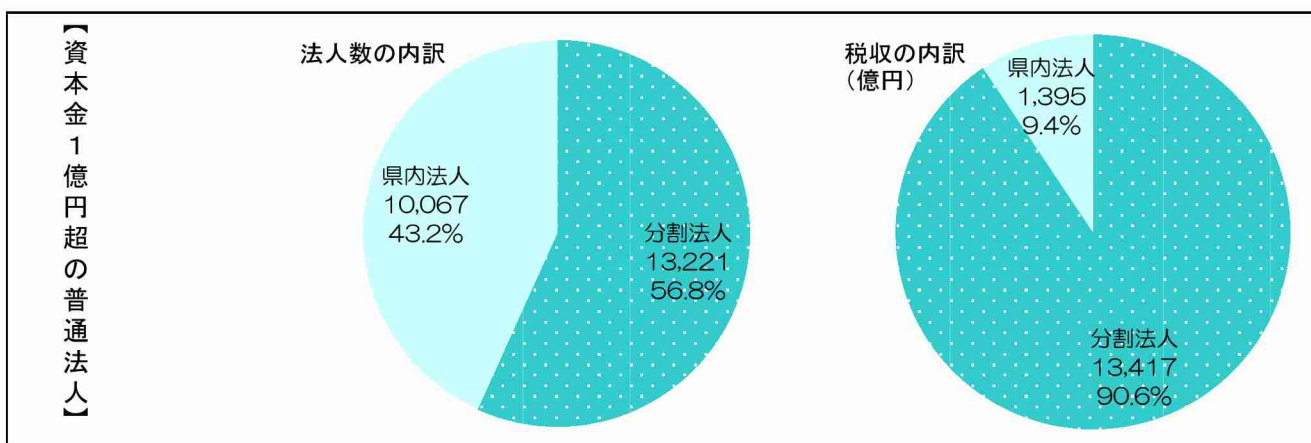
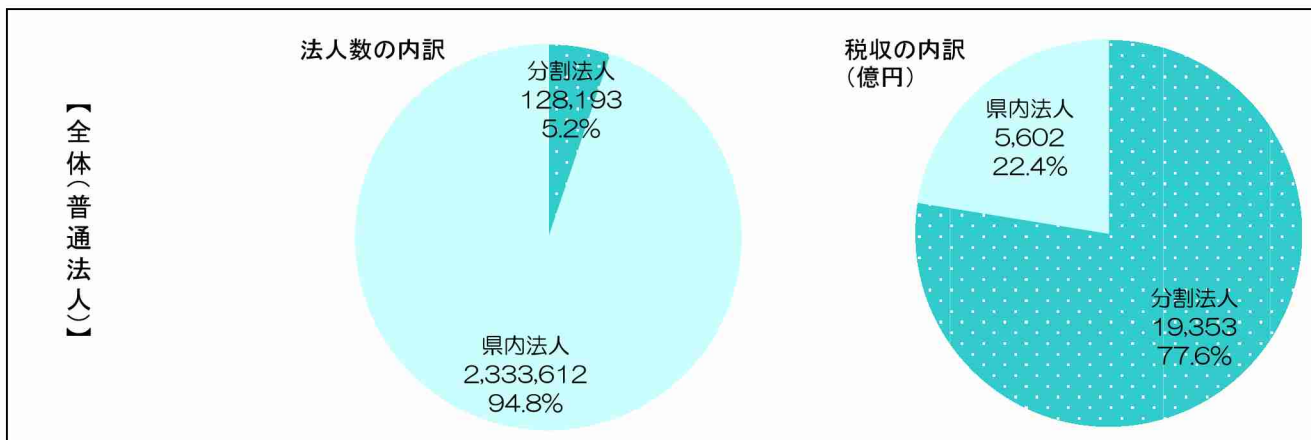
	事業		課税方式	分割基準
法人事業税	非製造業	保険業	収入割	課税標準の1/2 : 事務所等の数
		その他	所得割 付加価値割 資本割 (※)	課税標準の1/2 : 従業者の数
	製造業			従業者の数 (資本金1億円以上の法人:工場の従業者数を1.5倍)
	鉄道事業 軌道事業			軌道の延長キロメートル数
	倉庫業			事務所等の固定資産の価額
	ガス供給業			
	電気供給業		収入割	課税標準の3/4 : 事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4 : 事務所等の固定資産の価額 <small><昭和57年改正時の経過措置あり></small>
法人住民税 (法人税割)				従業者の数

※ 資本金1億円超の外形標準課税対象法人の場合

- ・ 「事務所又は事業所」とは、「事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所」とされている。
- ・ 法人事業税及び法人住民税の分割基準に用いられる「従業者の数」の従業者とは、「事務所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者」とされている。

注 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年4月23日)資料より作成。

法人事業税における分割法人の割合



注1 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年4月23日)資料より作成。

2 税収は、平成25.年度課税状況調べにおける調定額ベース。超過課税実施団体については、決算額に占める超過課税分の割合を踏まえ、超過課税相当分を割り落としたもの。

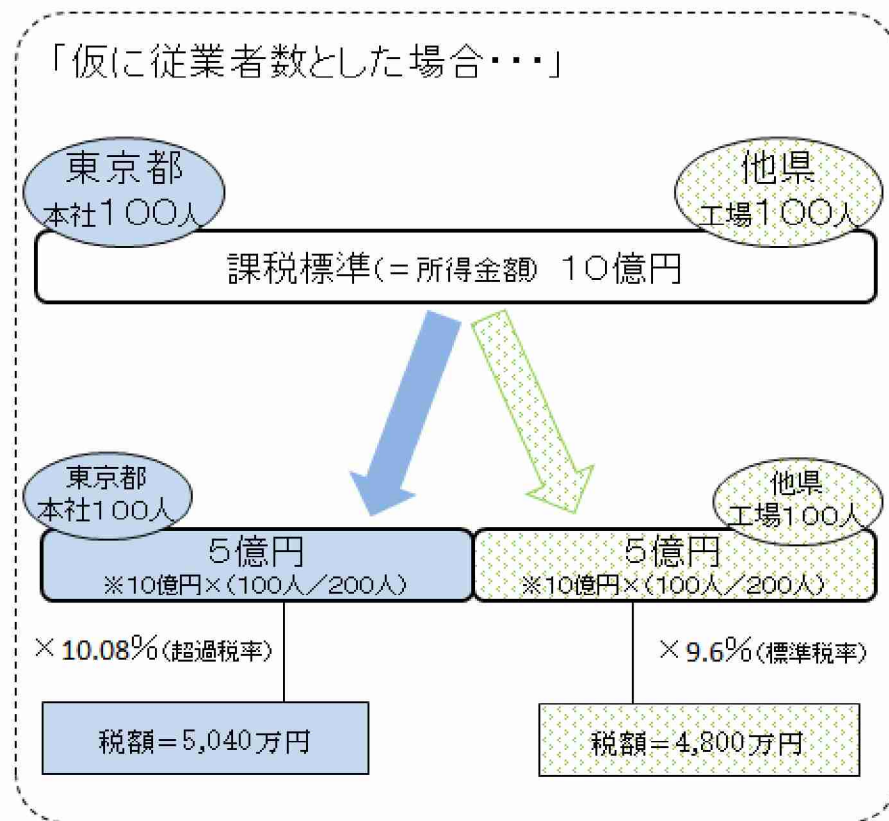
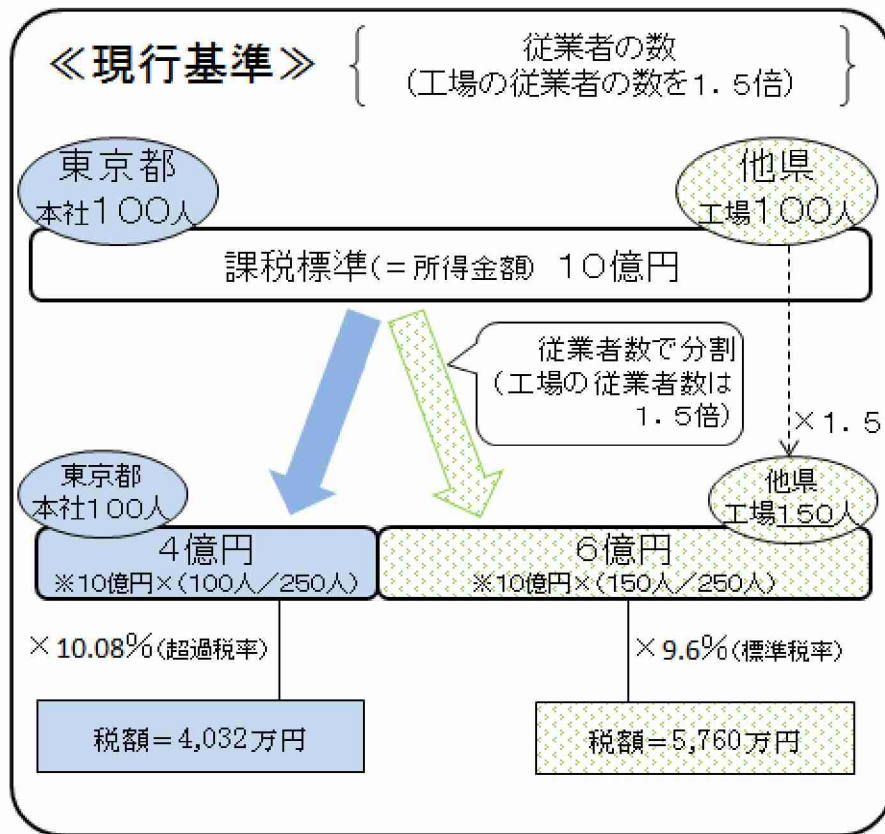
法人事業税の分割基準の主な改正経緯と都への影響額

	昭和26年度 (制度創設)	昭和29年度	昭和37年度	昭和42年度	昭和45年度	昭和47年度	昭和57年度	平成元年度	平成17年度	
非製造業	従業者の数	1/2を事務所等の数 他の1/2を従業者の数	資本金1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2	各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数とした	資本金が1億円以上の法人の本社管理部門の従業者数については1/2			証券業が追加された	1/2を事務所等の数 1/2を従業者の数	
銀行業 保険業 証券業									※本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止	
製造業									本社管理部門の従業者数1/2措置は廃止	
鉄道業 軌道業	1/2を固定資産の価額	軌道の延長キロメートル数								
ガス供給業 倉庫業									固定資産の価額	
電気供給業										他の1/2を従業者の数
都の影響額 (改正当時)			△30億円		△50億円			△385億円	△1,100億円	

注1 総務省「第23回地方法人課税のあり方等に関する検討会」(平成27年4月23日)資料より作成。

2 都の影響額は、改正当時に東京都主税局が試算した額である。

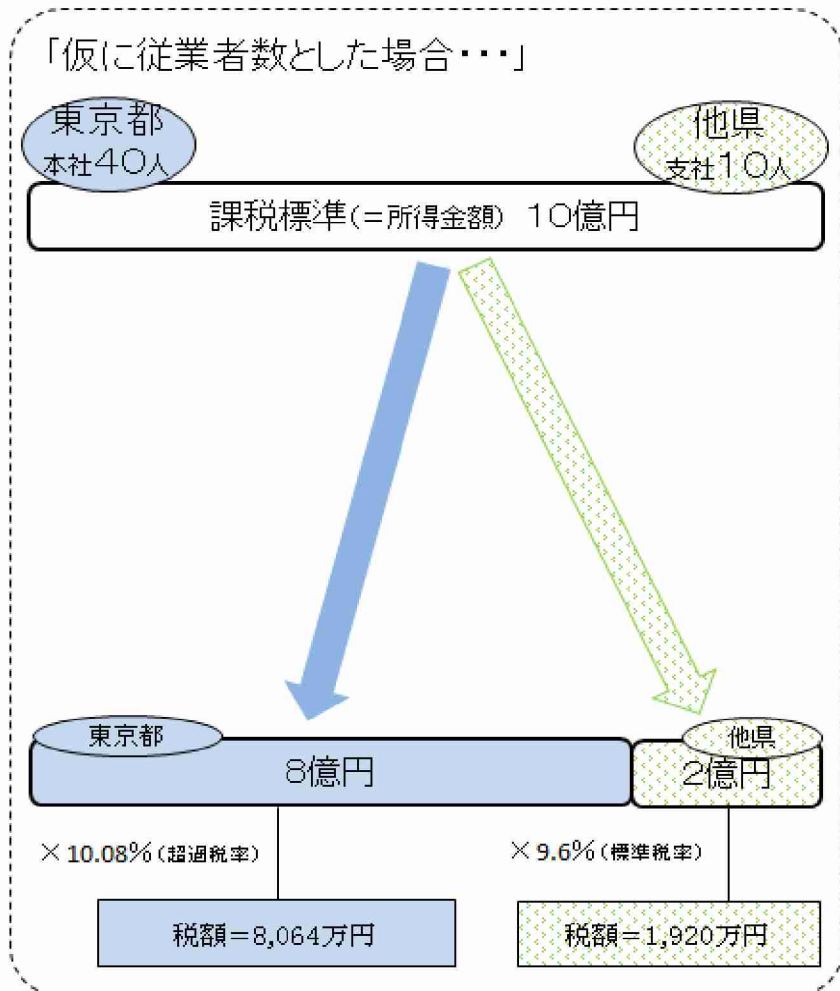
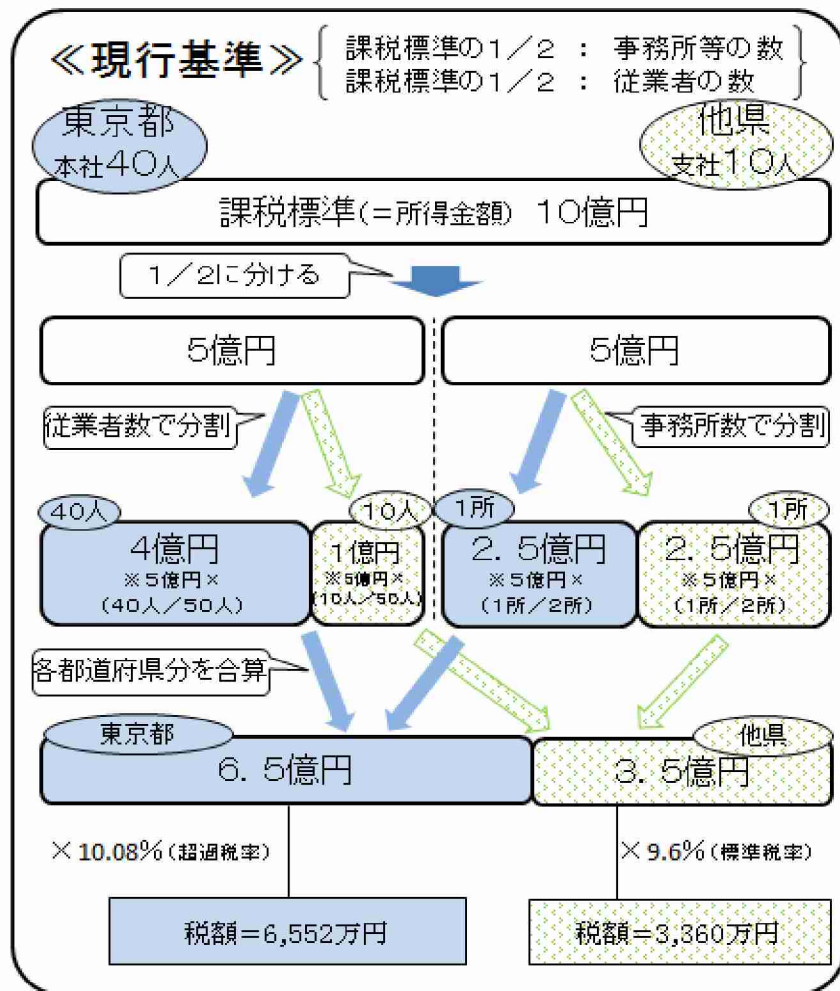
法人事業税の分割基準【製造業の場合】



注1 東京都主税局作成。

2 所得を課税標準とする法人(特別法人を除く)の場合で、地方法人特別税を含む。

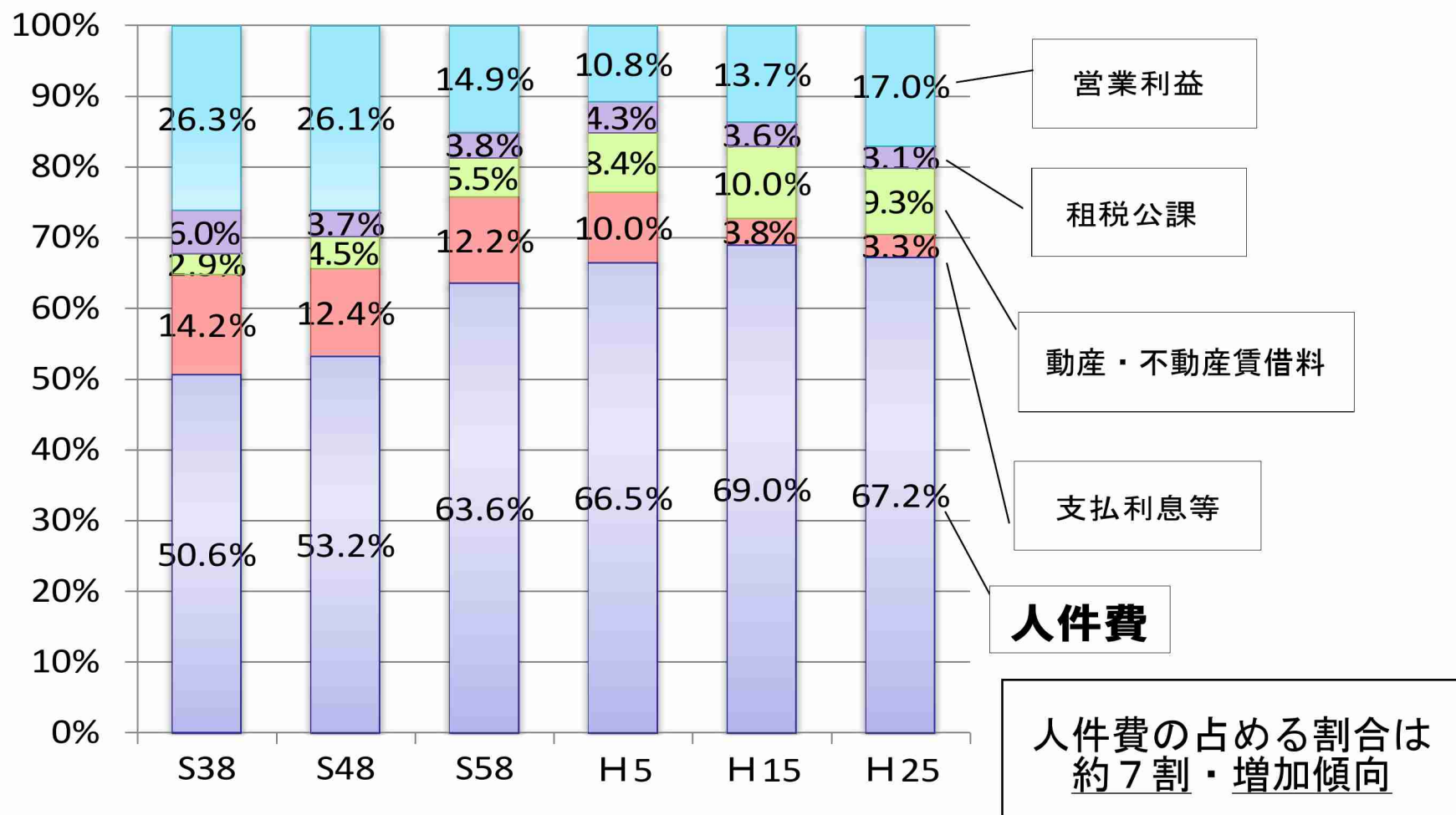
法人事業税の分割基準【非製造業の場合】



注1 東京都主税局作成。
2 所得を課税標準とする法人(特別法人を除く)の場合で、地方法人特別税を含む。

付加価値額に占める人件費の推移

付加価値額の構成比 金融業 保険業を除く(全業種)



注 『法人企業統計年報』より作成。

分割基準に関する地方団体からの意見(抜粋)

【全国知事会「平成28年度税財政等に関する提案」(平成27年11月)】

- 法人事業税の分割基準のあり方については、(中略)前回の見直し(平成17年度)から10年が経過し、社会経済情勢や企業の事業活動が変化していることも踏まえ、より実態にあったものに見直すべきである。
- その見直しにあたっては、社会経済情勢の変化に応じた企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させ、税源の帰属の適正化を図るという観点から検討し、法人の納税事務負担の軽減・簡素化を考慮した上で、より客観性のある指標とすることを基本とすべきである。なお、分割基準の見直しについては、法人事業税の応益課税の性格を踏まえたものとし、財政調整を目的として行うべきではない。

【佐賀県「国への政策提案書」(平成28年5月)】

- 親会社による出資比率が一定水準以上の子会社については、課税標準額の算定に当たり、親・子会社を一体の企業とみなし、合算した額を適用すること。
- 企業の経営形態が多様化する中で税収の分割基準の区分の一つである事務所・事業所の定義について見直しを行い、フランチャイズ店舗等を「みなす店舗」として適用対象に加えること。
- メガソーラーや風力発電等の再生可能エネルギーの発電施設について、「みなす事業所」として適用対象に加えること。

【福井県「平成28年度重点提案・要望書」(平成27年6月)】

- 法人県民税の分割基準について、法人事業税の分割基準と同様に、従業者数に加えて事業所数を考慮したものとすること。
- 移動電気通信業に係る法人事業税について、税法上の事務所等の定義および分割基準を「事業用固定資産」にすること。

【滋賀県「平成28年度国の施策および予算に関する提案・要望」(平成27年11月)】

- 分割基準に製造業の事業活動の規模をより反映させるため、法人事業税の分割基準において、工場従業者数の比率(現行1.5倍)の引上げ、または、工場従業者数に加えて、有形固定資産や償却資産など工場等事業所の設備状況を表す指標を用いる。

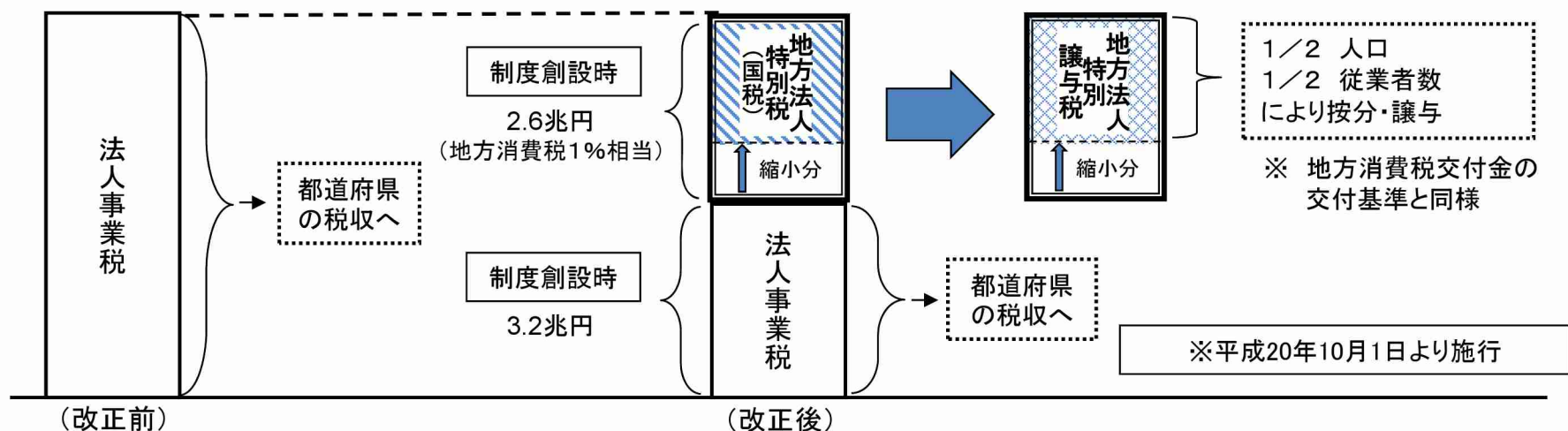
地方法人特別税・譲与税

地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

➡ (平成26年度税制改正で地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元)

※ 平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。



偏在是正の観点から、制度創設時において、地方消費税1%分に相当する法人事業税を、地方消費税交付金の交付基準と同じ基準で譲与することとしたもの

(単位:億円)

	制度創設時の想定	H24実績	H25実績	H26実績
地方消費税1%相当額	26,000	25,511	26,496	24,830
地方法人特別税・譲与税の規模	26,000	16,709	19,803	23,879
減収となる団体の影響額	▲ 3,986	▲ 1,611	▲ 2,529	▲ 3,318
東京都	▲ 3,197	▲ 974	▲ 1,906	▲ 1,859
愛知県	▲ 414	▲ 189	▲ 275	▲ 1,172
大阪府	▲ 265	▲ 214	▲ 221	▲ 122

注1 総務省「都道府県税課関係説明資料」(平成28年1月20日)より抜粋し作成。

注2 右下表の「制度創設時の想定」の各数値及び「H26実績」の「地方消費税1%相当額」の数値は注1の資料より抜粋、その他は決算値。

地方法人特別税・譲与税による影響額実績（平成26年度）

※地方法人特別税は、平成26年2月から平成27年1月までに国に払い込まれた額。

※地方法人特別譲与税は、平成26年度5月、8月、11月、2月期の譲与額の合計。（東京都は加算額668億円を含む。）

（単位：億円）

	地方法人特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	増減 B-A=C
北海道	657	967	310
青森県	139	237	98
岩手県	165	232	67
宮城県	398	420	22
秋田県	109	190	81
山形県	119	208	88
福島県	366	358	▲ 8
茨城県	464	523	59
栃木県	374	362	▲ 12
群馬県	417	365	▲ 53
埼玉県	784	1,165	381
千葉県	790	987	197
東京都	5,478	3,619	▲ 1,859
神奈川県	1,360	1,502	142
新潟県	376	431	55
富山県	178	206	28
石川県	214	219	4
福井県	161	151	▲ 11
山梨県	151	155	3
長野県	301	391	89
岐阜県	268	372	104
静岡県	760	698	▲ 61
愛知県	2,584	1,411	▲ 1,172
三重県	324	333	10

	地方法人特別税 A	地方法人 特別譲与税 B	増減 B-A=C
滋賀県	253	251	▲ 2
京都府	385	473	88
大阪府	1,829	1,707	▲ 122
兵庫県	741	958	216
奈良県	99	219	120
和歌山県	109	171	62
鳥取県	64	103	39
島根県	100	129	29
岡山県	277	343	66
広島県	510	525	15
山口県	218	256	38
徳島県	147	136	▲ 11
香川県	188	181	▲ 7
愛媛県	195	250	55
高知県	77	130	53
福岡県	752	907	154
佐賀県	122	150	28
長崎県	142	244	102
熊本県	182	310	128
大分県	132	211	79
宮崎県	115	196	81
鹿児島県	158	294	136
沖縄県	143	234	91
全国計	23,879	23,879	0

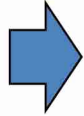
注1 一般財団法人地方財務協会「地方税関係資料ハンドブック（平成27年）」より抜粋し作成。

2 地方法人特別譲与税額は、各都道府県の人口（H22国勢調査）及び従業者数（H21経済センサス基礎調査）であん分。

3 四捨五入により計が一致しないところがある。

地方法人特別税・譲与税の廃止

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として地域間の税源偏在を是正するための制度として導入 ※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

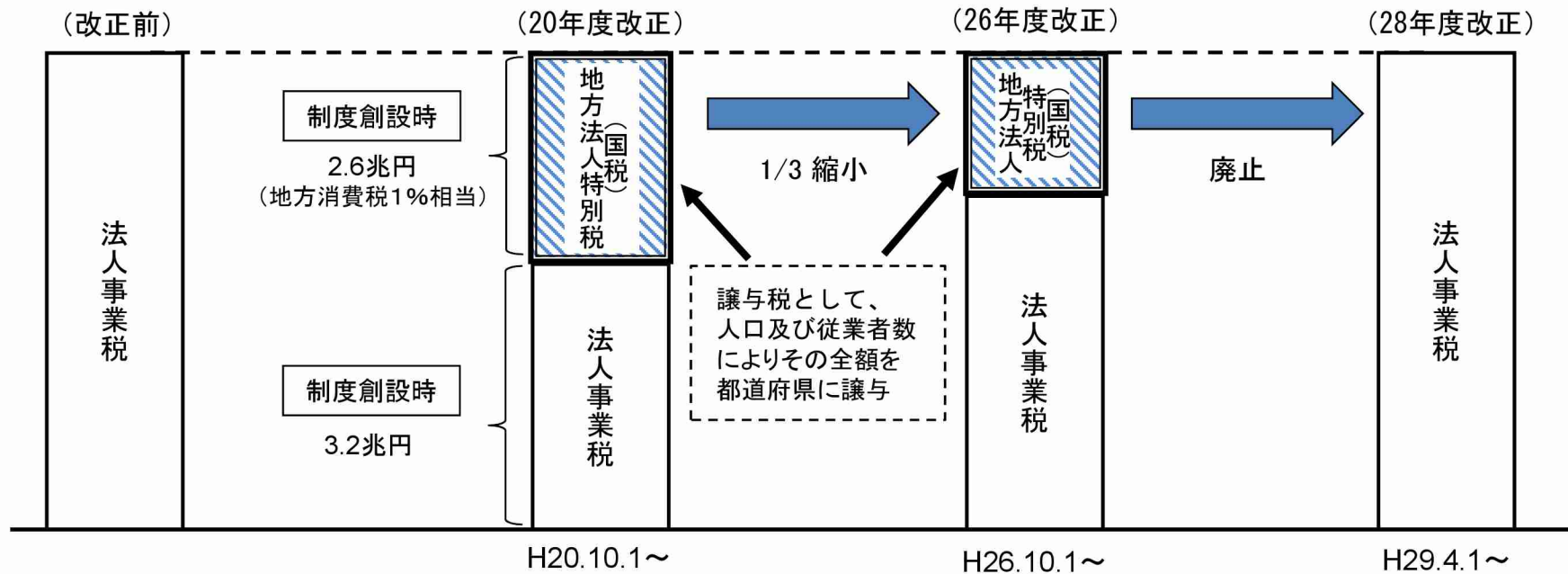


平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方法人特別税を廃止し、法人事業税に復元

※平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用

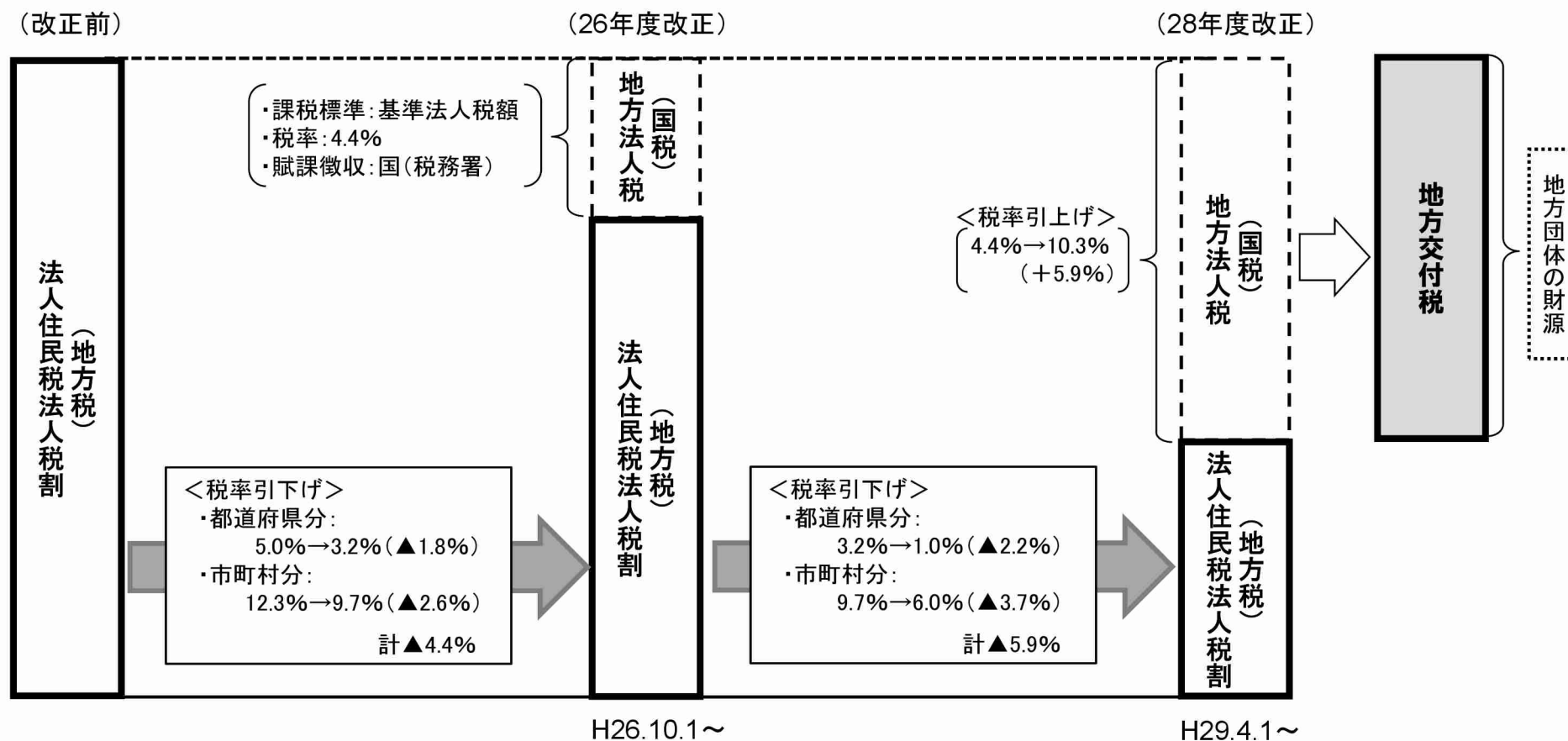


地方法人特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。)の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化



注 総務省作成資料より抜粋し作成。

地方消費税引上げに伴う都道府県の歳入・歳出の変動についての試算

全国知事会 地方税財政制度研究会 報告書(H25.9.17)をもとに富山県において再試算

不交付団体		交付団体	
歳入(A)	<p>地方消費税増加額 (1.2%分)</p> <p><u>2,400億円</u></p> <p>※地方消費税引上げ時点(平成26年度)で臨時財政対策債は発行していない。</p>	歳入(A')	<p>地方消費税増加額 (1.2%分)</p> <p>1兆4,400億円 ①</p> <hr/> <p>臨時財政対策債の減少</p> <p>△5,800億円 ②</p> <hr/> <p>① + ② = <u>8,600億円</u></p>
歳出(B)	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>1,000億円</u></p>	歳出(B')	<p>社会保障関係費の増加額</p> <p><u>8,600億円</u></p>
<p>(A) - (B) = 1,400億円</p>		<p>(A') - (B') = 0</p>	

※上記②の減少に加え、地方交付税原資の増加に応じて臨時財政対策債が減少

注1: 交付団体における地方消費税増加額と社会保障関係費の増加額の差分は、従来ルールでは臨時財政対策特例加算と臨時財政対策債で折半しているが、表上は簡略化のため、全て臨時財政対策債が減少するものとして表示した。

注2: 社会保障関係費の増加額は、社会保障4経費における地方の負担割合等(平成23年12月「国と地方の協議の場」提出資料(総務省、厚生労働省)等)に基づき、都道府県の歳出増加総額を消費税率に換算して0.34%程度になると推計した上で、人口により交付・不交付団体に比例あん分した。

注 全国知事会「平成28年度税財政等に関する提案(案)」(平成27年10月)参考資料より抜粋し作成。

平成28年度税制改正のポイント

- ① 法人事業税の暫定措置（地方法人特別税・譲与税制度）を廃止（平成29年度～）
- ② 消費税率引上げ（8% → 10%）に伴う、法人住民税の交付税原資化
- ③ 法人事業税の暫定措置廃止に伴う、法人住民税の交付税原資化

	[消費税 5%段階]	[消費税 8%段階] (現行)	[消費税率 10%段階] (②消費税率引上げ見合い分)	[消費税率 10%段階] (③暫定措置廃止代替分)
(1) 法人住民税の交付税原資化				
(都道府県分)	5.0%	3.2%	2.0%	1.0%
(市町村分)	12.3%	9.7%	8.0%	6.0%
計	17.3%	12.9%	10.0%	7.0%
		▲4.4%	▲2.9%	▲3.0%
(2) 地方法人税の創設・拡充・ 交付税原資化		4.4%	7.3%	10.3%
		+2.9%	+3.0%	

- ④ 法人事業税交付金の創設（上記③による市町村分の減収分を補てんする措置）
 - ・ 法人事業税額の5.4%を、都道府県から市町村に交付
 - ・ 特別区相当分は、特別区財政調整交付金の財源とする

注 東京都「地方法人課税の不合理な偏在是正措置等について」(平成27年12月16日)より抜粋。

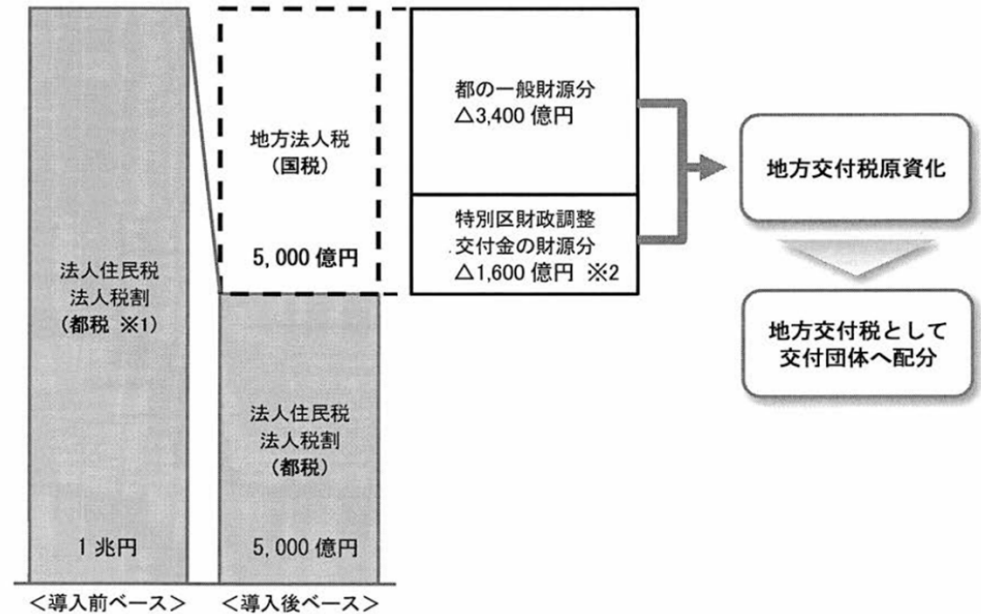
地方法人課税の不合理な偏在是正措置の都への影響

< 平成 28 年度税制改正の影響 > ※ 金額は、平成 28 年度当初予算を基礎とした平年度ベース

・ 税制改正の内容と影響額

区 分		現 行 (消費税率 8%段階)	税制改正後 (消費税率 10%段階)
法人事業税の暫定措置		△1,900 億円	① 法人事業税の 暫定措置の廃止 廃止
法人住民税の 地方交付税 原資化	暫定措置廃止 代替分	—	② 法人住民税の 地方交付税 原資化の拡大 △1,400 億円
	消費税引上げ 見合い分	△2,200 億円	△3,600 億円
小 計		△4,100 億円	△5,000 億円
市町村への減収補填 (対象額)		—	③ 法人事業税交付金 の創設 △ 100 億円
合 計		△4,100 億円	△5,100 億円

・ 税制改正後の都税への影響



※1 特別区分の法人住民税は、都区間の財源配分と特別区相互間の財源調整を図るため、都が課税・徴収し、収入額の一定割合を、各特別区に「特別区財政調整交付金」として交付しています。

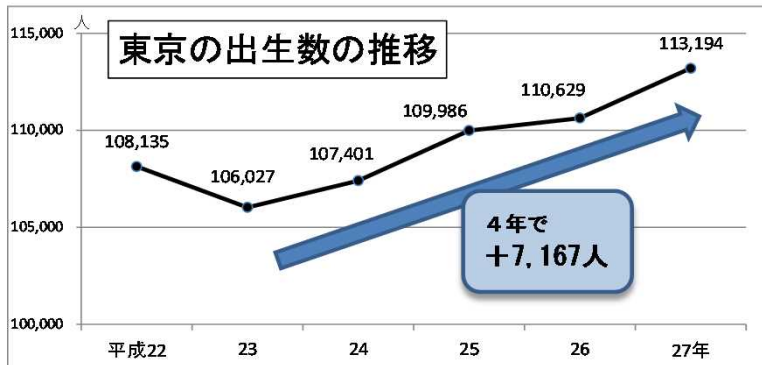
※2 法人事業税交付金により、都が、区市町村の減収の一部を補填することとなります。

注 東京都財務局「平成28年度（2016年度）東京都予算の概要」より抜粋。金額は平成28年度当初予算ベース。

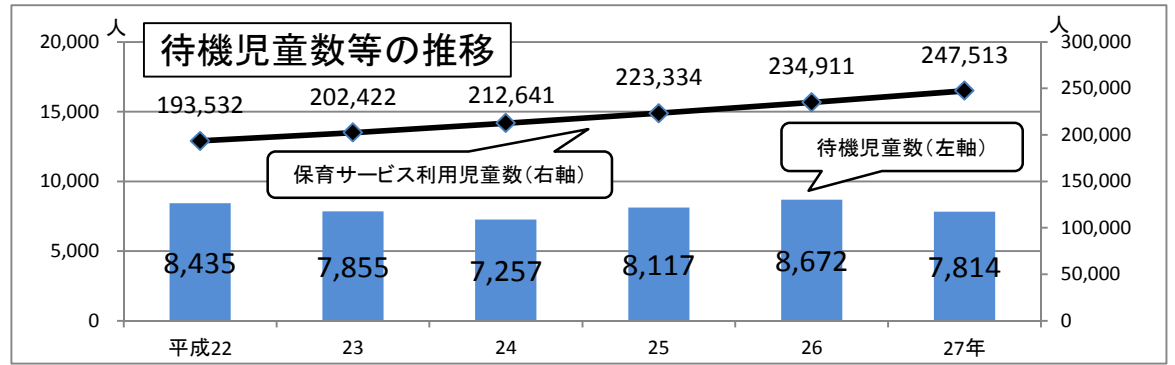
東京における財政需要・子育て支援策の充実《福祉先進都市の実現》

保育サービス拡充による待機児童の解消とあわせて、子育てに関する支援策を充実し、地域で安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できる社会を実現

東京では出生数は近年増加傾向にあり、現に多くの子育て世代が暮らしている



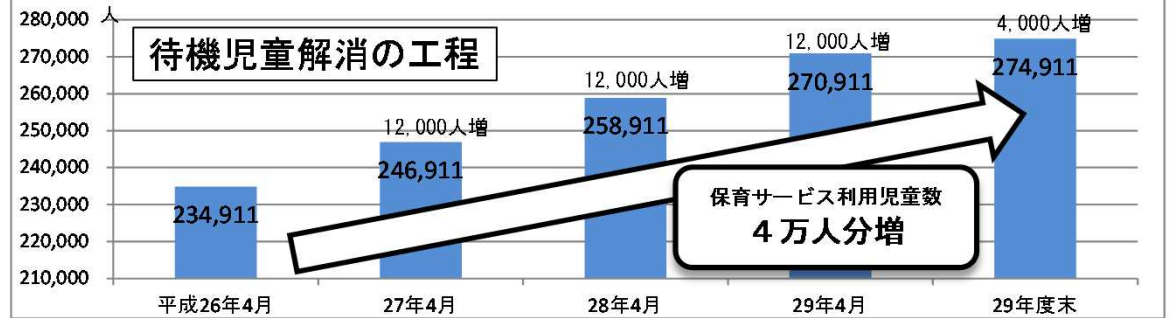
共働き世帯の増加等による保育ニーズの増大 →2017（平成29）年度末までに待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを継続



待機児童数の状況

平成27年4月現在

1	東京都	7,814
2	沖縄県	2,591
3	千葉県	1,646
4	大阪市	1,365
5	埼玉県	1,097
全国合計		23,167



東京都長期ビジョン 政策指針11

「安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現」

- ・保育サービス拡充による待機児童の解消
- ・子育てしやすい環境の整備
- ・特別な支援を要する子供と家庭への対応の強化

事業費(億円)

27年度 28年度

643 650

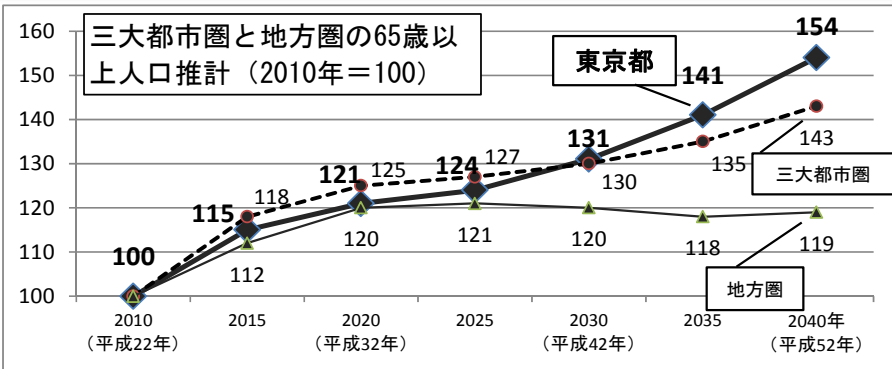
注1 「東京都長期ビジョン」、「人口動態統計」(厚生労働省)、「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)」(厚生労働省)等により作成。

2 事業費は、各年度の当初予算額。

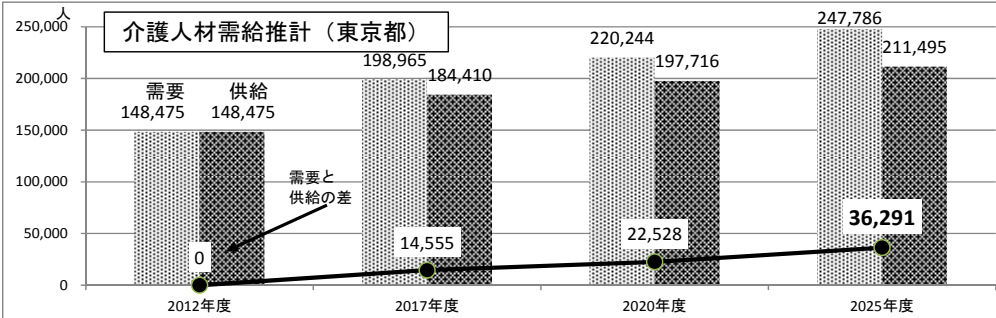
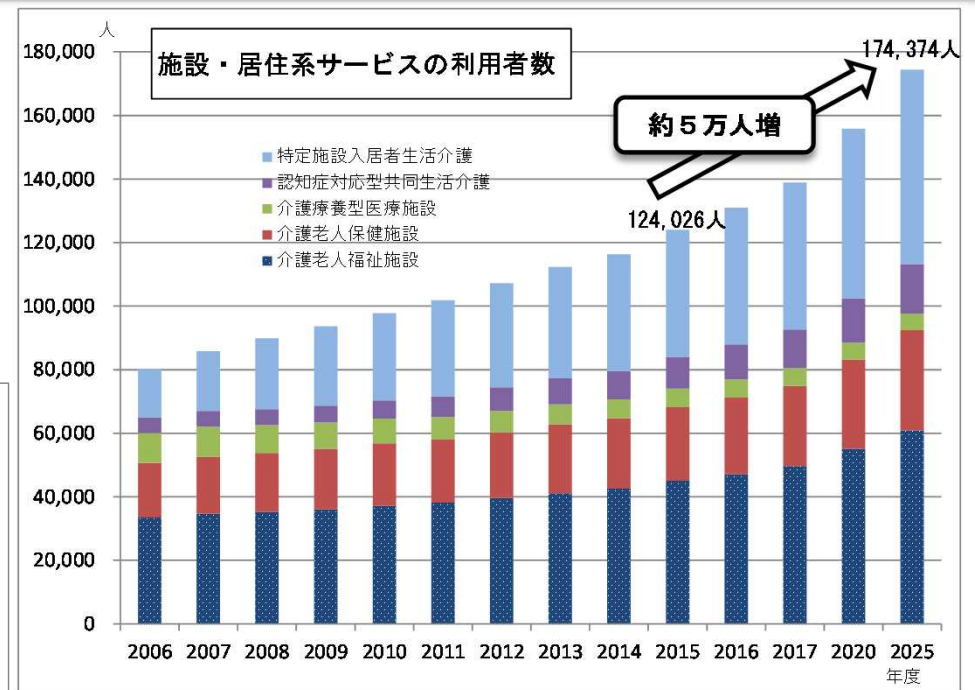
東京における財政需要・地域包括ケアシステムの構築《福祉先進都市の実現》

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、適切な医療・介護・予防・生活支援・すまいが一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築

都の高齢者人口の増加率は地方圏を大きく上回っており、今後も高齢化対策需要の大幅増が見込まれる



特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの利用者数は、今後10年間で約5万人増加する見込み。サービスを提供する介護職員は、現状のままでは約3万6千人の不足が生じる可能性。



東京都長期ビジョン 政策指針12

- 「高齢者が地域で安心して暮らせる社会の実現」
- ・高齢者が安心して暮らせる地域社会の実現
 - ・サービス担い手の確保
 - ・認知症対策の推進

事業費(億円)

27年度	28年度
348	392

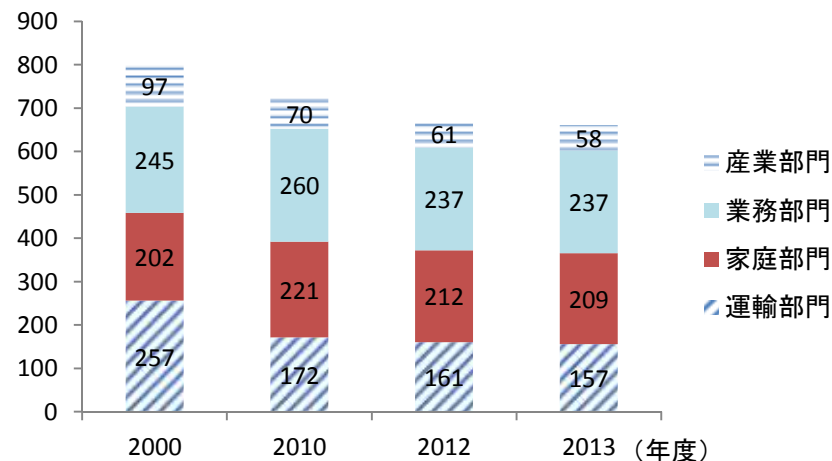
注1 「東京都長期ビジョン」、「福祉先進都市・東京の実現に向けた地域包括ケアシステムの在り方検討会議最終報告」(平成28(2016)年3月)等により作成。
2 事業費は、各年度の当初予算額。

東京における財政需要・再生可能エネルギーの導入拡大《スマートエネルギー都市の創造》

- エネルギー消費量を2020年までに20%、2030年までに30%削減(2000年比)
- 再生可能エネルギーによる電力利用割合を2024年までに20%程度に拡大

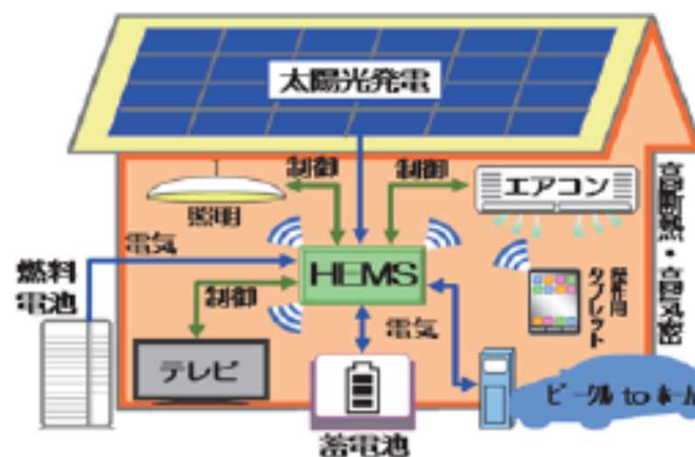
- エネルギーの大消費地である東京都では、先進的な取組を実施し、省エネルギー化を推進
- 分野別では、家庭部門を中心に更なる省エネルギー化を推進する計画

(PJ)※ エネルギー消費量の部門別推移(東京都)



- 家庭でのエネルギー利用の最適化・効率化を推進するため、以下の設備の導入を促進
(例)・HEMS※・家庭用燃料電池・蓄電池
・ビークルtoホームシステム※等

《スマートハウスイメージ図》



《スマートエネルギー都市の創造》

○スマートエネルギー化の推進 ○再生可能エネルギーの導入拡大等

事業費(億円)

27年度	28年度
80.6	108.4

注1 「東京都長期ビジョン」、「東京都環境基本計画2016」等により作成。
2 各年度の事業費は当初予算額より作成。

※PJ:P(ペタ)は1千兆(10の15乗)を意味する接頭辞。J(ジュール)は仕事や熱量の単位で、1ジュール=1ワット×秒で換算される。

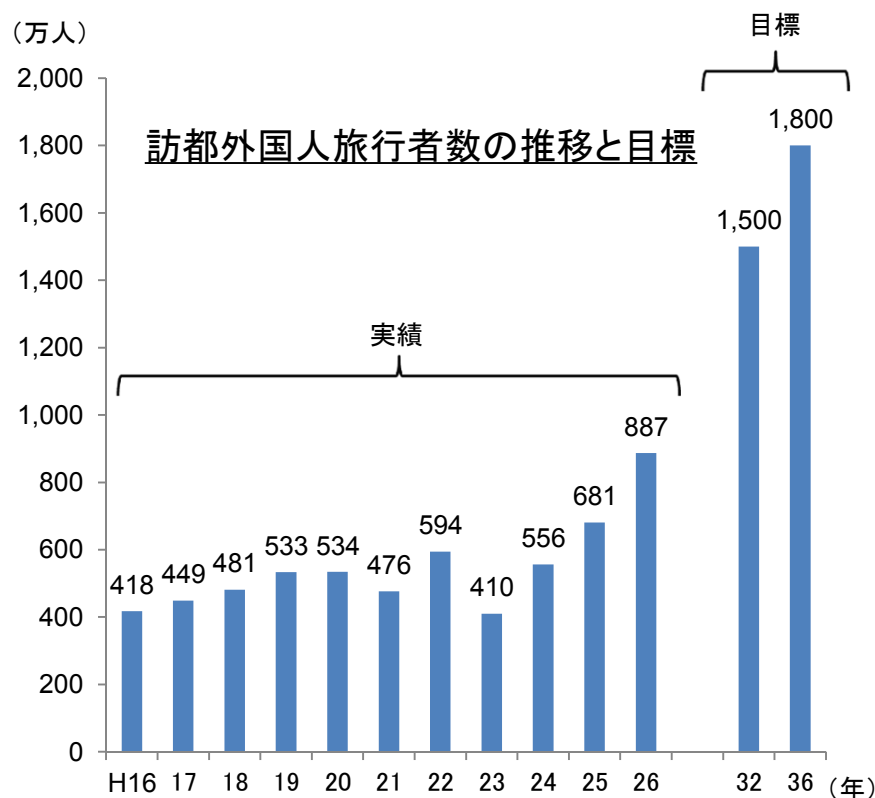
※HEMS:Home Energy Management Systemの略称。家庭の電力制御や家電製品等の効率的な運転管理によって、エネルギー消費量の削減を図るシステム。

※ビークルtoホームシステム:電気自動車、プラグインハイブリット車、燃料電池車などと住宅の間で電力を融通しあうシステム。

東京における財政需要・外国人旅行者の受入環境整備《世界一のおもてなし都市・東京の実現》

東京を訪れる外国人旅行者が安心かつ快適に観光を楽しめるよう、2020年大会までに旅行者の移動・滞在を支える基盤を、ソフト・ハード両面から都内全域で計画的かつ集中的に整備

さらなる旅行者誘致に取り組み、平成32(2020)年に年間1,500万人、平成36(2024)年に年間1,800万人の訪都外国人旅行者数を目標に設定



受入環境整備のための5つの視点

①多言語対応の改善・強化

(主な取組)

- 観光案内所の設置・運営
- 観光ボランティアの育成・活用
- 多言語メニューの作成・提供

②情報通信技術の活用

(主な取組)

- Wi-Fi接続環境の向上
- デジタルサイネージの整備
- 通訳アプリ等の活用

③国際観光都市としての標準的なサービスの導入

(主な取組)

- 決済環境の向上
- 交通機関・文化施設等共通フリーパスの開発・導入促進

④多様な文化や習慣に配慮した対応

(主な取組)

- 多様な文化や習慣の対応に必要なリーフレットの作成・セミナーの実施、サービスの提供等

⑤安全・安心の確保

(主な取組)

- 「外国人旅行者の安全確保のための災害時初動対応マニュアル」等の活用

《観光産業の振興》

○受入環境の充実
・観光案内機能の充実 ・観光インフラ整備支援 ・温かく迎える仕組みづくり

事業費(億円)

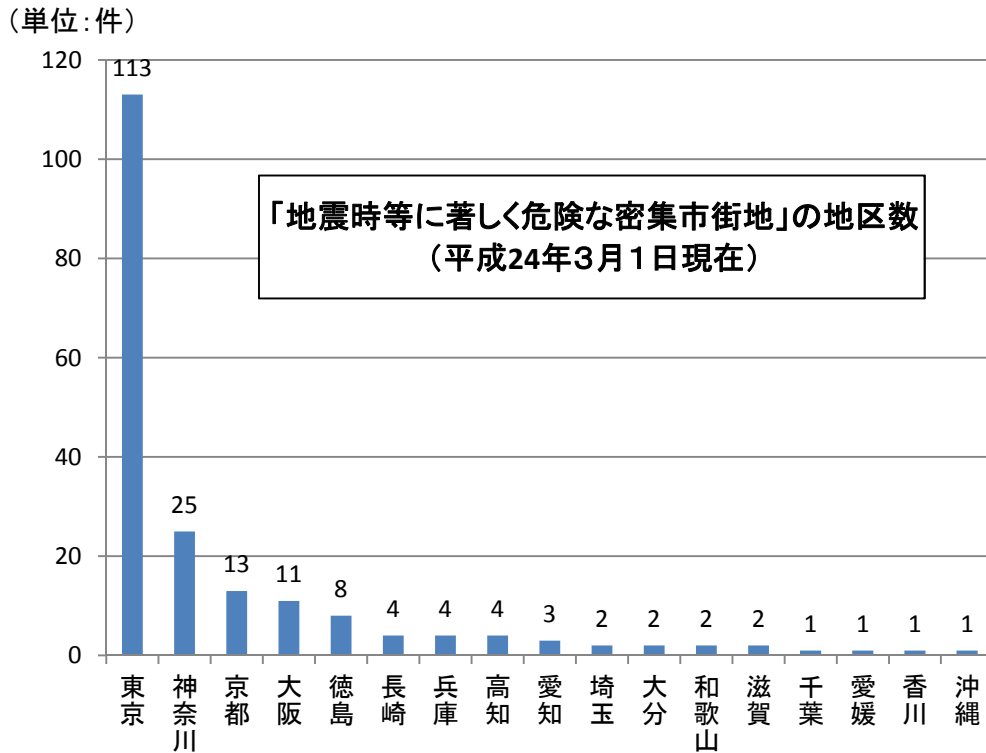
27年度	28年度
50.7	76.8

注1 「外国人旅行者の受入環境整備方針」(H26.12月)、東京都観光客数等実態調査より作成。
2 各年度の事業費は当初予算額より作成。

東京における財政需要・建物の耐震化策等・震災対策への取組《安全・安心な都市の実現》

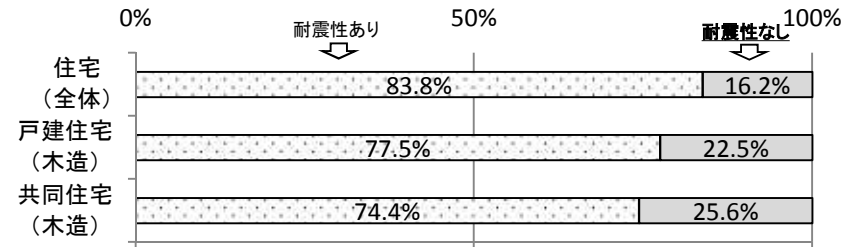
自助・共助・公助の力を結集し、都民の生命・財産を守る「世界一安全な都市」を実現

延焼危険性又は避難困難性が高い著しく危険な密集市街地の地区数は、都道府県別でみると東京が最も多い



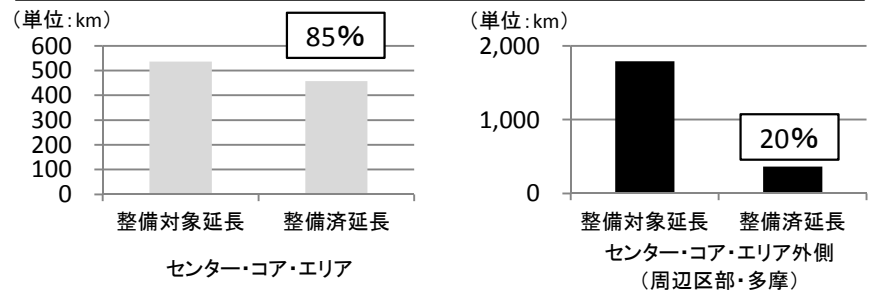
住宅(全体)の平成32年度末目標は耐震化率95%以上であり、これを達成するためには、建替えを含めこれまで以上のペースで耐震化を進める必要がある

東京都の住宅の耐震化の現状(平成26年度末現在)



センター・コア・エリア^{注3}内に比べて、センター・コア・エリア外側の無電柱化は十分に進んでおらず、震災時などには電柱倒壊による道路閉塞が懸念される

都道の無電柱化率(平成25年度末現在)



東京都長期ビジョン 政策指針9

「災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現」
 ・震災対策に集中的に取り組む、地震に打ち勝つ高度防災都市を実現
 ・自助・共助の取組を一層促進し、地域の防災力を向上
 ・新たな部隊により、空からいち早く消火活動・救助活動を展開 ほか

事業費(億円)

27年度	28年度
3,937	4,223

注1 「東京都長期ビジョン」、国土交通省ホームページ「『地震時等に著しく危険な密集市街地』について」、「東京都耐震改修促進計画」、「東京都無電柱化方針」等をもとに作成。

注2 耐震化率は、平成25年住宅・土地統計調査を基にした平成27年3月末時点の推計値。共同住宅には、特定建築物である賃貸共同住宅を含む。

注3 おおむね首都高速中央環状線の内側のエリアをさす。

注4 事業費は、各年度の当初予算額。

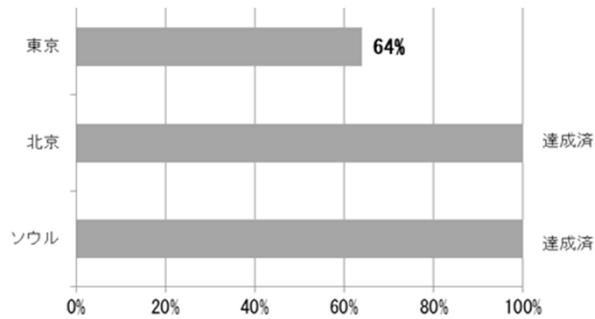
東京における財政需要・区部の環状道路や多摩の南北道路の整備等 ≪高度に発達した利用者本位の都市インフラを備えた都市の実現≫

- 都心に流入する通過交通の分散や多摩地域での渋滞緩和を図るため、区部環状道路や多摩南北方向の道路などの骨格幹線道路の整備を推進
- 慢性的な渋滞の解消のみならず、物流や環境面でも高い事業効果を発揮する東京外かく環状道路の整備を国と連携して推進

・ 三環状道路(中央環状線、外環道、圏央道)と都市計画道路の整備率はいずれも約6割
 ・ 都心に用のない交通が都心環状線に集中し、慢性的な交通渋滞が発生

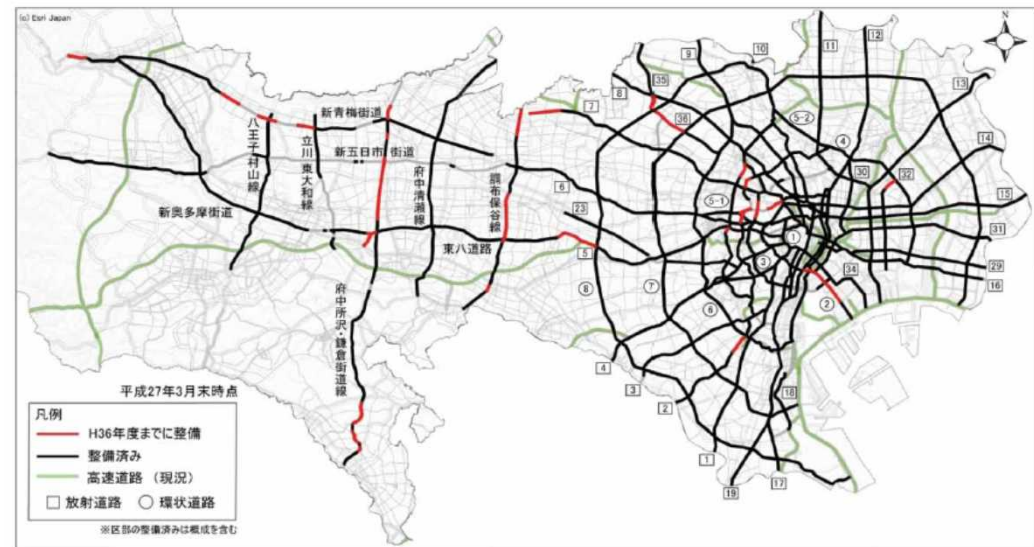
・ 三環状道路や骨格幹線道路の整備を通じて、首都圏の人やモノの流れを加速させる広域的な道路ネットワークを形成
 ・ 2020年までに三環状道路の約9割が開通(中央環状線は2014年度に全線開通)

＜主要都市の環状道路の整備率＞

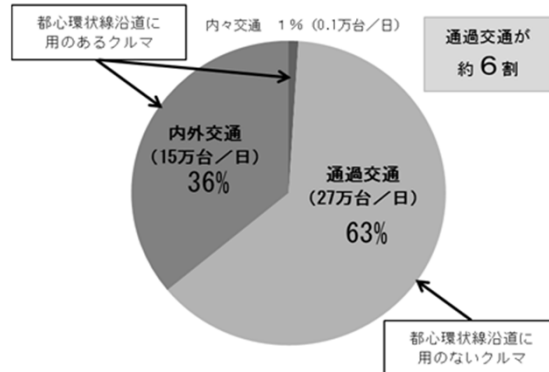


注 国土交通省資料。東京は2014年、北京は2009年、ソウルは2007年の状況。

＜都内の幹線道路ネットワーク＞



＜首都高速都心環状線を利用する交通の内訳＞



出典：「東京外かく環状道路(関越～東名) (2013年8月 国土交通省)」

都市機能を進化させるインフラ整備	当初予算事業費(億円)	
	27年度	28年度
○区部環状・多摩南北方面の道路の整備等	1,032	952
○東京外かく環状道路の整備	295	296
計	1,327	1,248

注 「東京都長期ビジョン」、「平成28年度(2016年度)東京都予算(原案)の概要」等より作成。